

令和6年第1回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年3月5日
本日の会議 令和6年3月6日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	教 育 委 員 会 理 事	鳥 山 勝 美 君
総 務 課 長	荒 木 隆 君	契 約 管 財 課 長	永 野 英 明 君
政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君	土 木 管 理 課 長	山 崎 禎 三 君
産 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君	住 民 環 境 課 長	細 田 愛 二 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 庸 輔 君	教 育 総 務 課 長	久 原 和 彦 君
生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時55分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。議員の皆さまにお知らせいたします。本日は広報用に写真撮影をあらかじめ許可しておりますので、ご了承願います。

それでは日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明をお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、岡田義晴議員の①豊かで持続可能な社会を次世代に引き継ぐ人口減少対策について、②行政評価（事務事業評価）の必要性について、③本町の私道についての質問を同時に許します。

3番、岡田義晴議員。

○3番（岡田義晴議員）

改めましておはようございます。岡田義晴でございます。令和6年第1回長与町議会議定例会の一般質問に先立ちまして、本年1月能登半島地震におきまして被災され尊い命を亡くされました238名の方々に対し、衷心より哀悼の誠をささげるとともに、被災された多くの方々へ心よりのお見舞いを申し上げ、また復旧の一日も早い実現を祈念申し上げます。

それでは通告に従いまして、私から大枠3つの質問をさせていただきます。

まず1番目、豊かで持続可能な社会を次世代に引き継ぐ人口減少の対策について。今から10年ほど前、日本創成会議のメンバーで総務大臣等を歴任された増田寛也氏が、2010年から2040年にかけて20歳から39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村、すなわち消滅可能性都市なるものをデータ文書で発表しました。いわゆる増田レポートです。要するに第1子を出産する女性の9割が20歳から39歳までの間で出産すると言われていて、この年代の女性が50%以上減少することで人口が維持できなくなり消滅の可能性があるということです。日本の人口減少問題への問題提起として発表されたこの増田レポートは、当時の日本全国の自治体関係者に驚きと衝撃をもって受け止められたことは想像に難くありません。特に急激な過疎化に悩む自治体では、なおさらだったことだと思います。約5年前の新聞報道などの資料によると、全国にある約1,800の市区町村のうち消滅可能性都市の数は896に上ります。約50%の割合で市区町村の二つに一つが消滅可能性都市であるということです。では、本町の現状は一体どの位置にあるのでしょうか。令和2年3月に改定しました長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは第10次総合計画にも盛り込まれておりますが、この冒頭の序文に「本町は、消滅可能性都市と言われるような逼迫した状況に陥ってはいませんが、豊かで持続可能な地域社会をつくり上げ、次世代に引き継いでいくために、将来を見据え、しっかりとした戦略を持って取り組んでいかなければなりません」とあります。それから6年がたちましたが、現在どのような将来を見据えたしっかりとした戦略、こ

れを持って取り組んでいるのか伺います。そしてまた、長与町統計資料などから割り出される本町の消滅可能性都市になる確率を伺います。

2番目、行政評価、事務事業評価のことですね、の必要性について。わが国で自治体における行政評価が始まったのは平成8年、今から28年前のことで、三重県での事務事業評価制度の導入からであります。当時の北川正恭知事による生活者起点の行政運営と銘打った爽やか行政サービス運動、これを展開し、職員の意識改革や職員研修制度の抜本的な見直し、組織再編などが行われました。この元になったのが事務事業評価システムであり、全ての事務事業を総合計画の政策体系に基づき、目的志向、結果重視の視点から見直すこととしました。その後もこの行政評価は、自治体業務の見える化や時代の変化を踏まえた施策の見直しなど、多様な観点、目標に即したものと進化してきました。一方で、先進自治体のさまざまな視点を取り入れた行政評価に対して、後進自治体がそれらを導入した際に、この行政評価に対しての期待値が上がり過ぎてかえって行政評価への失望感を与え、さらに機能を増すための評価シートの記載項目の増大が現場の負担をさらに増大させるなど、結局のところ評価疲れや評価不要論へとつながる負の要因となってしまった部分もありました。現在において自治体の行政評価の導入率は、平成29年現在で市区以上の規模の自治体は80%以上、しかし町村となると38.9%と急激に低くなっており、この数字が増えることは考えにくい。加えて行政評価の導入は、行政改革の大きな目的の一つにある事務の軽減に逆行するとして、導入を廃止する自治体も少なからず存在します。このような現状について各所管内でもそれぞれ受け止めがあるかと思いますが、町としてどのような考えがあるのか伺います。

3番目でございます。本町の私道についてでございます。令和5年度のとうけいながよ、これの40ページに道路の状況が記載されています。国道、県道、町道、いずれも舗装率100%であります。これらの道路は全て公道であります。全町民が通る生活道路であります。これらの道路以外に個人や団体が所有する私道という道路もあります。先に挙げた3つの公道は、それぞれ国、県、町で維持管理をするので舗装率100%ですが、この私道に関しては、当然ながら持ち主が個人や団体ということで、それぞれを責任を持って維持管理をするのが建前となっておりますが、昨今私道の所有者の高齢化などさまざまな理由から、維持管理が難しい状況にある私道が出てきていると伺っています。現に私が住んでおります下高田地区にも40年以上前に作られた私道があり町民の生活道路として使われていますが、今では道路のあちらこちらに割れたり、ひびが入ったりと心配な面があります。仮に私道の所有者が維持管理能力をなくしたり所有権を放棄した場合は、その私道の維持管理は、利用しているその地域の利用者が負担すべきものになるとは思いますが、一方で私道ではあるものの、半ば公道同然に町民の生活道路としてこれまで利用してきている既成の事実があります。これらを踏まえて、町が既に行っている道路修繕費用の一部補助を含め、今後の私道についての在り方や考え方を伺います。以上3点、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会の1番目の質問であります岡田議員のご質問にお答えいたします。1番目1点目の豊かで持続可能な社会を次世代に引き継ぐ人口減少対策についてのご質問でございました。本町の人口減少対策につきましては、令和3年度からの第10次総合計画に第2期長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含させた一体的な計画として策定し、取り組みを進めてまいっておるところでございます。日本の総人口が減少する中、本町におきましても若い世代を中心とした転出超過に加え、出生数も減少しておりまして、平成28年度からは人口の減少が続いている状況でございます。町の将来を見据えた戦略につきましては、町の活力を維持しながら人口減少局面においても安心して暮らせるまちづくりへの転換を図るため、ハードとソフトの両面からアプローチを行ってまいりました。ソフト面におきましては、子育て、教育、健康づくり、そして遊び心を加えた4つの視点から、また、ハード面では、高田南土地区画整理事業や都市計画道路西高田線をはじめとする器づくりを行うことで、魅力あるまちづくりに取り組んでいる状況でございます。また、人口減少対策につきましては全国的な課題でもあることから、関係自治体、大学や企業などと連携した広域的な取り組みも進めているところでございます。生活圏、経済圏を共にする長崎市、時津町と連携している長崎広域連携中枢都市圏におきましては、1市2町の限られた財源や地域資源を活用し合いながら、圏域全体での経済成長、都市機能の集約、強化、生活関連機能サービスの向上を目指している他、長崎県との連携といたしまして、大村湾を活用したサイクルツーリズムの推進や結婚相談事業、移住者支援などの取り組みも併せて進めておるところでございます。この他、県立大学との包括連携協定に基づく取り組みや、民間企業との連携をする事業、あるいは地元企業を中心とした健康づくりイベントでの連携など、行政だけではなく多様な機関と関係を持ちながら、魅力あるまちづくりを進めておるところでございます。現在のところ、本町は消滅可能性都市になる可能性は極めて低いものと考えておりますが、人口減少が想定よりも早いペースで進んでおりますので、今後も危機感を持ってまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、大きな2番目でございます。行政評価（事務事業評価）の必要性についてのお尋ねでございました。本町におきましては、成果重視の行政への転換、効果的、効率的な行政運営を目的といたしまして、第10次総合計画に掲載する42の施策につきまして、進捗の管理を行う施策評価と、施策実現に向けた事務事業の改善等を図る事務事業評価を併せて実施しております。施策の進捗や成果を示す施策評価の結果につきましては、外部有識者であります、長与町総合開発審議会および長与町まち・ひと・しごと創生推進会議におきまして報告を行っておりまして、ご審議いただいております。

でございます。事務事業評価は、各施策の達成に向けた手段として各課が取り組んでいる個々の事務や事業につきまして、有効性、妥当性、効率性の観点から今後の事業の方向性を決定いたしまして、PDCAサイクルの取り組みとして実施しているところでございます。事務事業評価の実施に当たりますは、事務事業の積み上げが施策の進捗につながるという位置付けの下、施策評価と一体的に評価を行っておるところでございます。これらの取り組みは、職員による自主的な事務の改善や見直しにつながっている他、評価結果は翌年度以降の事業の方向性の検討や予算要求にも活用しておりまして、一定の成果を上げているものと考えております。しかしながら、一方では議員ご指摘のとおり職員には一定の事務量が発生いたしますので、全国の町村におきましてはおよそ4割の導入にとどまっております。県内8町を見ても導入は4町というふうになっております。町といたしましては、事務事業評価がルーティンワーク化し評価シートを作成することが目的とならないよう、今年度は事務改善の取り組みに特化した様式の簡略化を行っておるところでございます。本町におきましては、施策実現に向けた重要なツールであると考えておりますけれども、より効果的で効率的な新しい取り組みができないか、そういったことを一方では研究をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

3番目の本町の私道についてのご質問でございます。議員のご質問にありますように、町内には国、県が管理する国県道、町が維持管理する町道、その他に個人または開発者等で所有、維持管理する私道がございます。その中で町道につきましては、現在団地開発等により道路を新設する際におきまして、あらかじめ道路管理者である町と整備される開発事業者との間で協議を行っておりまして、町道の認定基準に適合した道路を整備いただきました後に、町へ移管、寄付を受けることとしておるところでございます。一方、私道につきましては自らが維持管理を行うことを前提として、町が定める基準によらずに整備されている事例がありまして、維持管理等の責任につきましては、原則として開発者または所有者に負ってもらうということになっております。ただし私道であっても道路の陥没など事故の危険性があり、かつ緊急性が高い場合におきましては、町で応急の対応を行っている事例はございます。また、ご質問の道路修繕費用の一部補助についてのお尋ねにつきましては、私道の修繕や改修に関しましては、里道や水路等の修繕と同様に原材料費支給制度の活用が可能でございます。申請者は自治会長および申請責任者の連名で2戸以上の利用者がいることが条件ではございますけれども、労務費を除く工事用原材料費や機械借上料などの経費を支給することができます。1団体当たりの年間支給上限額は30万円までとなっておりますけれども、この上限を超えた分につきましては補助対象外経費で地元負担となっております。修繕等を計画される際には、原材料支給制度をご活用いただき、適正な維持管理に努めていただきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

それでは再質問させていただきます。1番目の再質問でございますが、この増田レポートをつぶさに読ませていただきますと、消滅可能性都市が生まれる主な4つの背景というのが記載されております。一つ目が人口減少、二つ目が少子高齢化、三つ目が都市部への人口流出、四つ目が出産年齢女性の人口減少とありますが、本町はこの4つにそれぞれ該当していますか、していませんか伺います。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町におきましては、全て該当しているものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

それでは、本町の人口のピーク時、それから今年度までにどれくらいの人口減少が見られるか、人数でお示してください。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町の人口のピーク時でございますけれども、住民基本台帳でお答えいたします。平成16年7月末の4万2,951名が本町のピーク時の人口となります。直近の令和6年1月末人口が3万9,803名でございますので、3,148名の減、それから7.33%の減となります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。思った以上に結構多い数ですね。次、少子高齢化の問題なんですけど、どれくらい進んでおりますか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

こちらにつきましては、少子化と高齢化に分けて答弁させていただきます。少子化でございますが、出生数につきましては平成27年度に422名でございました。それから、令和4年度は319名でございます。103名の減、それから24.41%の減少でございます。高齢化でございますが、65歳以上の人口は年々増加しております。平成27年度に9,848名、人口比率で23.2%でございましたが、令和4年度では1

万1,386名、28.4%でございます。1,538名増加いたしまして、5.2%の増加でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

これも同程度の自治体からすると、ちょっとまあまあという数字だと思います。それから、都市部への人口流出はどれくらいになっておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

令和4年度におきまして県外への転出入における増減、こちらが360名の減となっておりますが、人口流出が一番大きな県は福岡県161名、全体の約44.72%となります。順にお答えしますと、福岡県、佐賀県、東京都、熊本県、鹿児島県の順となります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。それから、出産年齢女性の人口減少ということなんですが、分かる範囲でお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

こちらにつきましては、ご質問にございました20歳から39歳の女性人口でお答えいたします。国勢調査における数値となります。平成27年では4,797名、女性人口に占める割合は21.36%でございました。令和2年度は4,053名、18.78%でございますので、744名、2.58%の減少となります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

それで、いわゆる増田レポートが2040年までとしたのは非常に意味が深いところで、統計上の数字から割り出した結果から、ちょうどこの頃が日本の65歳以上の人口、高齢者の割合が最大化するポイントです。併せて生産年齢人口15歳から今65歳ですかね、この急減がちょうど同時進行するということですので。国内経済や社会維持が極めて危機的状況に陥るとされるというところで、2040年というのがポイントになっております。このことは、同時に全国の市町村の約半数が行政に支障を来して立ち行かなくなるということを、増田レポートが自治体の消滅可能性都市と表現しているわけです。

ね。これらのことを踏まえて、今は逼迫した状況ではないと言いながらも、このレポートによるとこれから10年の間に日本で約1,000万人の人口が減るといふような衝撃的な数字が出ているわけでありますので、わが町としても今のうちから本当に取り組んでいくべき課題ではないかということでございますが、その取り組みに対する思いを聞かせていただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

今後の人口減少につきましては一定避けられないものと認識しておりますが、急激な人口減少は住民の皆さまの安全安心や行政運営に大きく影響することと考えられるため、今後も人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。また、町長答弁にもございましたが、ハード、ソフトの両面から魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

本町が出されているいろんな統計を数字的に見てよくできていると思うわけですが、一つ注文として、例に例えてどうか分かりませんが気象庁の天気予報で降水確率というのがありまして、1980年に確か6月に東京を中心に数字で何%というのが出たという記録があります。その6年後1986年から全国的にいわゆる今日は晴れますよとか時々雨ですよではなくて、5%とか30%とかいう数字が出されるようになりましたが、本町の数字に対しましても数字のみでなくできれば確率、パーセントでお示しいただければ、非常に町民としても分かりやすいんじゃないかということで、この辺りいかがかなということでお答えいただければ。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

パーセントという答弁はなかなか難しいところでございますが、2020年から2050年の20歳から39歳までの女性人口が56.08%となっております。新聞報道にもございましたが、全体的に町の減少の傾向を見てもですね、約67%となっております。75歳以上の割合がそれに反して144%の増加ということで顕著に出ているところでございます。現在のところ、本町は消滅可能性都市になる可能性は低いものと考えておりますが、今後も人口減少が想定よりも速いペースで進んでおりますので、他市町との連携、それから大学や企業との連携など広域的な取り組みの推進が重要と考えておりますので、今後も危機感を持って行政運営を進めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。次に行政評価の必要性についての再質問でございますが、本町は平成17年度から事務事業評価を導入ということです。事務事業の見直しに取り組んでいる様子でございますが、主な目的として3つ挙げられております。まず一つ目の成果重視の行政経営というのは、どれくらい達成しているのかお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

事務事業評価におきましては、漫然とした前年踏襲の評価や主観的な評価が行われることを避けるため、数値目標の達成状況やこれまでの決算額の推移などを踏まえ、それぞれの事業の成果に基づき評価を行っております。なかなか成果が出なくとも取り組まなければならない施策等もございますが、事務事業評価の活用により、成果重視の行政経営という枠組みの構築は一定達成されているものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

それでは効率的、効果的な行政運営の実現ということですが、これはどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

少子高齢化や人口減少などの進展に伴い、自治体の業務が多様化複雑化し行政コストが増大していく傾向にある中、人、物、金、時間といった限られた行政資源を効果的、効率的に活用して行政運営を行うことは、ますます重要になっております。こうしたことから本町の事務事業評価においては、事業の成果とコストという2つの視点から各事業の今後の方向性を評価することとしており、令和4年度事務事業評価の実施状況におきましても、152事業のうち58事業で改善が図られております。また、評価結果を次年度以降の予算編成に活用するプロセスも構築しており、効率的、効果的な行政運営の実現においても一定達成されているものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

私の質問の中にもありましたが、職員の意識改革というのはどれくらい浸透しているのか伺います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

事務事業評価の実施により事業の目的や成果目標の達成状況などを明らかにし、今後の課題、問題点や改善方法の言語化、見える化を図ることで、職員がより効果的、効率的な事業の在り方を検討していく意識の醸成が図られております。また、事務事業評価を施策評価や予算編成のプロセスと一連で実施することで、各事業の位置付けや有効性を認識するとともに、コスト意識を踏まえた政策形成能力の向上など職員の意識改革が一定図られていると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

評価の時期についてちょっとお伺いしますが、事務事業評価については、事前の評価、それから時中評価、それと事後評価と3つありますけども、本町は事業実施後に目的が達成されたかどうかの把握のためにということで、事後評価で実施とあります。これでは評価結果を次の事務事業に生かせるタイミングとして遅いのではないかと、間に合うのかなという懸念がございますが、この辺りはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町における事務事業評価は、議員ご指摘のとおり事後評価で実施しております。前年度の事務事業を評価することで、改善した内容や費用対効果をベースに評価を行い、事業の進め方や今後どのような方針でどのような改善を行うのかなどを具体的に検討するものでございます。前年度の事務事業評価の結果を参考として、本年度の取り組みの確認、それから次年度以降の予算編成などでも活用されており、課題を分析し改善することで、よりよいまちづくりのために活用を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

日本全国多くの自治体が取り組む目標管理型評価というのがありますけども、これは一般的に評価基準が目標値の達成状況にほぼなっているという傾向が見られるのではないかと思います。これではさほど努力しなくても、ちょっと語弊があるかもしれませんが、達成するという印象が非常に否めません。また、コロナ禍とか大規模自然災害等の予測不可能な事業はもちろんですね、の影響から、多くの事業であまり根拠が分からない、継続という評価結果が散見されるという印象があります。このような行政評価をもってしては次年度ですね、施策事業の改善見直しについてはしっかりできないのではないかなという懸念もございます。今までずっと言われているその目標管理型評価のデメリットとして、よく言われる3つが挙げられると思います。一つが目標を何となく低

めに設定してしまうということ、それから目標から外れる業務はやらないのではないかと。それから三つ目、職員のモチベーションの低下というのが挙げられますが、本町ではどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず目標につきまして、総合計画策定時に各部署と設定するもので、事務事業がまちづくりの基本となる施策を達成するための具体的な手段となりますので、各部署においても十分な協議を行いながら設定を行っているところでございます。議員ご指摘のとおり、今回のコロナ禍など予測不可能な事態から多くの事業に影響が出てまいりましたが、コロナ禍においても実施できる事業形態や実施手法の検討など、状況に応じた改善には努めてまいったところでございます。それからモチベーションの低下につきましては、各部署が行う事務事業が、よりよいまちづくり、そして町民の幸せにつながるものと考えておりますので、この意識を共有しながらより効果的で効率的な取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

全ての自治体についてもあると思うんですが、担当業務を全部網羅して目標管理型評価をすることに非常に一生懸命注力するあまり、町長の答弁にもありましたとおり政策改善につなげる活動もそうなんだろうが、というよりは評価のための評価になっているという批判もあるようではありますが、改めてお聞きしますが本町はどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町の事務事業評価は、施策にひも付けられる事務事業のうち主に町に裁量権がある事業を対象としていますので、改善が図られる事業のみを対象としております。事務事業評価がルーティンワーク化し評価シートを作成することが目的とならないように、今年度は事務改善の取り組みに特化した様式の簡略化を行い、より分かりやすい情報発信にも努めてまいりました。事務事業評価自体も評価の対象事業でございますので、今後も他市町の取り組みを参考としながらより効果的で効率的な取り組みができますよう、さらなる研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

本町の行政評価の必要性についてあえて質問をしたわけでございますけども、これら

の現実を踏まえて、今現状を振り返って町民全体のための行政評価にどれくらいなっているのかということの質問をした次第であります。この見える化、見直しというものが非常に大事になってくると思います。職員の過剰な負担業務になっていないのかというふうな素朴な疑問もございますけども、ここで改めて、この事務事業評価ですね、本当に必要性についてもう一度確認いたします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

事務事業評価におきましては、まちづくりの基本となる施策を達成するための具体的な手段となります。また、事務事業評価によりまして町民の方が住みやすいまちづくりにも寄与しているところと考えておりますので、今後も鋭意精査して、よりよい事務事業評価となるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

それでは3番目の私道についての再質問でございますが、長与町の私道は地方公共団体、ここでいうと長崎県から指定を受ける個人が所有する位置指定道路となっているわけですが、この位置指定道路は、基準が建築基準法第42条第1項第5号で規定されております市街化区域内であり、指定道路と宅地の合計面積が1,000平米未満の道路が対象であるとされております。これらの要件が満たされている私道は、町による私道の移管の対象にならないのかどうかお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

建築基準法上、建築物の敷地は幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければいけない接道義務がございます。位置指定道路につきましては、接道義務を満たすために都道府県知事等の特定行政庁から道路の位置の指定を受けた私道でございます。その維持管理につきましては、開発者または所有者が行うこととなっております。ご質問の位置指定道路を町道に移管できるかにつきましては、対象となる位置指定道路が町道の認定の基準に適合する場合がございますので、移管することは可能であるというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

ちなみに今まで、町による私道の移管のケースはありましたか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

ここ5年前までしか調べてはないんですが、1件ございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

そうしますと、私道の移管についてはかなりハードルがあるようですけども、具体的にどのようなハードルがあるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

町道につきましては誰もが利用できる公益性の高い道路であるということから、安全性や耐久性等が求められておまして、また町道の管理瑕疵による事故が発生した場合は、町が道路管理者といたしまして損害賠償責任を負うこととなります。町道の認定に当たりましては、構造上の基準と認定の要件を満たす必要がございますことから、これらが私道の町道への移管のハードルになるというふうな可能性はあるというふうには考えられます。まず構造上の基準でございますけど、代表的なものとして道路の幅員や勾配、側溝の整備、路面の整備等がございます。また通り抜けができない袋状道路にあつては自動車の回転場を設ける必要がございます。これら基準を満たしていない私道につきましては、管理者のご負担により改修した上での移管という流れになるかと思えます。次に、認定の要件でございます。認定の要件につきましては、町道は町が恒久的に維持管理を行うことから、道路用地の境界が明確な状態で、かつ用地を無償でご寄付いただき、町に速やかに所有権を移転する必要がございます。境界が不明な場合は、私道の管理者のご負担により測量していただくような形にはなるかと思えます。また、私道の所有者が複数人の共有名義になっている場合や、時間の経過により開発者や権利者の所在が不明となっている場合等におきましては、寄付および所有権移転の手続きに至るまでに相当な労力を要するっていうふうなのが考えられます。以上、今申し上げましたとおり町道の移管に当たりましてはさまざまなハードルがあろうかと。それを一つ一つクリアしていく必要があるかなというふうに思っております。相談案件がございましたら、個別具体的に判断してまいりたいというふうに考えておりますので、まずは土木管理課の窓口の方にご相談いただければというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

分かりました。以上で質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。
場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

(休憩 10時15分～10時30分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員の①本町に暮らす性的マイノリティの人権について、②生徒指導提要の実践状況についての質問を同時に許します。

4番、八木亮三議員。

○4番（八木亮三議員）

では早速、質問に入らせていただきます。大きな1番、本町に暮らす性的マイノリティの人権について。広報ながよ令和5年12月号に多様な性について知識を深めようとした性的マイノリティについての特集が掲載されました。約11人に1人が性的マイノリティだとした上で、性的マイノリティが直面している問題として、配偶者と同等の福利厚生が受けられない、パートナーが入院した際に家族として認められず面会を拒否されたなどを紹介する内容でありましたが、これらの差別の是正につながる施策であるパートナーシップ制度の導入を4年間にもわたり否定し続けているのが他でもない吉田町長であるにも関わらず、まるで長与町が性的マイノリティに理解があるかのような広報は、偽善や欺瞞ではないかと感じます。一体どのような立場からどのような意図でこの記事に掲載したのか、本町に暮らす性的マイノリティの人権をどう考えているのか、以下の質問を通して町長に改めて伺います。（1）11人に1人が性的マイノリティと広報するという事は、本町内に約3,500人の性的マイノリティがいると認識しているということになります。パートナー宣誓をすれば県内でも長崎市、大村市、諫早市で利用できる官民のサービスを、3,500人もの町民が使えない状況にある町が、幸福度日本一であるという評価に値すると思いますか。（2）町長は4月の町長選挙に出馬を表明していますが、吉田町長が続投すればまた今後4年間は、本町へのパートナーシップ制度導入はないと落胆する当事者もいるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。（3）制度導入を求める訴えに対し反対の声もあると町は言いますが、具体的にどのような理由、内容の反対意見が何件あるのでしょうか。（4）令和4年12月定例会での同趣旨の私の一般質問に対し、総務課長が、「県の人権会議で、長与町は導入したい。県でぜひ導入をと県に意見を言った」との旨の答弁がありましたが、正確にいつ行われた何という会議で、誰に対しどう発言したのか、当該会議の議事録に基づき示していただきたいと思います。（5）町民の理解が進んでいないというのであれば、反対意見を送っている人にこそ理解を求めるのが行政の役割ではないでしょうか。人権救済の施策への反対意見の方を尊重する自治体が、幸福度日本一になり得ると思われませんか。

大きな2番、生徒指導提要の実践状況について、小学校から高等学校までの生徒指導

について網羅的にまとめた学校、教職員向けの基本書として文部科学省は平成22年に生徒指導提要を作成し、時代の変化を取り入れて今日的な課題に対応するために、令和4年12月に12年ぶりの改訂を行いました。改定から約1年、本町の学校教育にこの改定がどのように反映されているかを伺います。(1)校則について書かれた第3章6の1の(3)および(4)に、社会の変化などを踏まえて、校則を絶えず見直す必要性と、見直しへの児童生徒および保護者の参加の必要性が書かれていますが、本町の3中学校において過去3年間で見直された校則はありますでしょうか。ある場合はその内容と、その見直しへ生徒および保護者がどう関わったのかを具体的に伺います。(2)第3章6の1の(2)に、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に校則を公開しておくことが適切だとありますが、本町の3中学校のホームページのいずれにも公開されておられません。提要に照らすと適切ではない状態だと言えると思うのですが、公開していないのはなぜでしょうか。また、今後公開する予定はないでしょうか。(3)不登校傾向の児童生徒への校内での支援の一つに別室登校があり、重要な別室の一つに図書室があります。現在は本町で1校に1名いる学校司書の方が児童生徒に細やかに対応できると思いますが、来年度は町内で1名減員すると聞いております。提要の第10章3の4(2)において、不登校生徒のために別室で安心して過ごせるよう教職員の配置や学習機会の整備、安全安心な場所の確保が求められていますが、このためには学校司書1校1名体制を維持すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。(4)町教育委員会の議事録を読む限り、改定後一度もこの生徒指導提要について定例教育委員会ではなされておられません。提要は現場の教職員のためのものとはいえ、提要の前書きでも教育委員会などの学校関係者に活用されることが望まれており、大幅改定の事実とその内容、経緯など、教育委員会で共有すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員のご質問にお答えをします。なお2番目のご質問につきましては所管をしております。教育委員会の方から回答をすることにいたします。私からは1番目の質問でございます。大きな1番目の本町に暮らす性的マイノリティの人権についてという中で、パートナー宣誓制度がなく官民サービスが使えない状況にある町が幸福度日本一の評価に値するかというご質問でございます。広報ながよ令和5年12月号におきまして、町民皆さまに多様な性について正しく理解していただきたいという思いで特集記事を掲載いたしました。その中で電通ダイバーシティ・ラボが行った調査によりますと、日本の約11人に1人は性的マイノリティであるということを紹介しております。本町の人口に置き換えると、子どもから高齢者までおおよそ3,500人の性的マイノリティの方がいらっしゃることであり、身近に存在することを知っていただきたいという

ものでございます。また、性的マイノリティにつきましては、同性を好きになる人、異性も同性も好きになる人、身体の性と性自認が異なる人などLGBTQ+などと称されるさまざまな性のあり方があることも紹介をしているところでございます。その上で性的マイノリティの中には、職場におきまして配偶者と同等の福利厚生が受けられないことや、パートナーが入院した際に面会を拒否されるといったものだけではなく、就職活動で差別されないか不安、セクハラや言葉の暴力、いじめ、家族にカミングアウトした理解が得られないなどの問題に直面し、悩んでいる方がおられることを掲載したところでございます。このような情報発信を続けることで、当事者が感じている生きづらさを理解し、差別や偏見のない社会の実現を目指してまいりたいと考えております。性の在り方は一人一人違うものでございまして、誰もが自分らしく生きられる地域社会を実現することは、幸福度日本一にも通ずるものと考えております。

2点目でございます。町長が続投すれば今後4年間パートナーシップ制度の導入がないと落胆する当事者もいるのではないかと、こういう質問でございます。パートナーシップ制度につきましては、これまでも否定をしてきたわけではございません。制度化に先立ち、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様な在り方への理解を深めることがより重要であると考えております。昨年のLGBT理解増進法の施行により地方公共団体の役割が明確化されたことから、広報等による知識の着実な普及や相談体制の整備など、多様性を受け入れる精神の涵養、多様性に寛容な社会の実現に努めてまいりたいと考えております。一方全国では、同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反だとして同性カップルらが国に損害賠償を求めた訴訟で、5つの地方裁判所の判決が出そろっており、大阪地裁以外は一部違憲または違憲状態と判断されております。こうした社会情勢の変化やさまざまな取り組みによる住民の意識の変化を的確に捉え、町としての役割や必要な取り組みを見極めていきたいと考えております。

3点目の制度導入に反対の声について、その理由あるいは件数についての質問でございます。令和3年度以降に本町に直接寄せられたパートナーシップ制度導入に関する反対意見は5件ございました。反対の理由といたしましては、現行の婚姻制度との整合性が取れない。性的マイノリティ当事者の全員がパートナーシップ制度の導入を望んでいるわけではない。制度導入の議論をすればするほど目立つので嫌がっている当事者もいるなどございました。

4点目の以前行われた県の人権会議での本町の発言についてのお尋ねでございます。令和4年12月定例会の一般質問で答弁いたしました内容でございますけれども、令和4年5月に開催されました市町人権・同和行政担当課長及び市町教育委員会人権教育担当課長合同会議での発言でございます。本会議の議事録は作成されていないようなので正確なものが残っておりませんが、県や各市町の担当者出席の中で、「本町も導入したいが、市町それぞれの導入よりも県で導入することで広域的な制度となるため、県でも導入を検討してほしい」といった趣旨で発言したものでございます。

5点目の反対意見を送ってくる方に理解を求めることが、行政の役割ではないかという質問でございます。本町といたしましてはLGBT理解増進法の趣旨に基づき、パートナーシップ制度導入に反対の人々に限らず、広く住民皆さまの理解を深めることができるよう、各種施策に取り組んでいくことが行政の役割であると考えております。ご質問にあった広報紙への記事掲載につきましては、まさにその取り組みの一つでございます。また反対意見にございました当事者の全員が制度導入を望んでいるわけではない、制度導入の議論をすればするほど目立つので嫌がっている当事者もいるという意見は、制度導入を検討する上で無視できない意見であり、さまざまな考えがあることを改めて認識した次第でございます。パートナーシップ制度導入の検討を含め各種施策の推進に当たりましては、賛成、反対どちらの意見も尊重し、さまざまな意見を参考にしながら慎重に判断していくことが必要であり、この積み重ねによりまして幸福度日本一のまちづくりが実現できるものと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

八木議員の2番目、生徒指導提要の実践状況についての1点目、本町の3中学校における過去3年間で見直された校則についてのご質問につきまして、お答えいたします。本町の3中学校におきましては、過去3年間の中で生徒の髪形に関する校則、ソックスや下着、防寒具等の色指定に関する校則、通学かばんや補助バッグの指定に関する校則について見直しを行っております。その経緯につきましては、人権尊重のもと学校生活の改善に向けて生徒自らが問題を提起し、議論を通して解決策を探る生徒総会を経て見直したもののや、生徒や保護者からの要望を受けて職員会議や教職員による生徒指導部会、外部の学校関係者を含めた学校評議員会等で協議し見直したものでございます。その際、必要に応じて生徒や保護者に対してアンケート調査を実施するなど、多くの意見を聴取した上で協議を行い、見直しを行っております。

次に、2点目、校則のホームページでの公表についてのご質問につきましてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、現在本町の3中学校では校則をホームページでは公表しておりません。議員がお示しの生徒指導提要の第3章第6節第1項（2）では、校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由を理解し、生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要と示されており、そのための具体的方策の一つとして、学校内外の関係者が参照できるようホームページ等での公表が例示されております。現在各中学校におきましては、校則につきまして入学説明会のおりに、新入生ならびにその保護者に対して丁寧に説明しております。見直しが行われた校則につきましては、その都度、文書を通じて各家庭に周知しております。また、生徒会を交えながら毎年校則の見直しについて検討を行うとともに、学校

支援会議においても適宜話題にしておりますので、学校内外の関係者には周知されているものと考えます。従いまして教育委員会としましては、現在各学校のホームページで公表していないことが、すなわち不適切な状態であるとは考えておりません。各学校のホームページの記載内容につきましては、法令等で公表を義務付けている学校評価の結果や学校のいじめ基本方針を除いて各学校の校長裁量となっております。従いまして、ホームページによる校則の公表につきましては各学校の判断となります。なお、教育委員会としましては、校則をホームページで公表することを不可とする考えではございません。

次に、3点目の不登校傾向の児童生徒のための学校司書1校1名体制の維持についてのご質問につきまして、お答えいたします。議員がお示しのとおり不登校傾向の児童生徒のための校内における支援体制の一つに、別室登校や別室での学習がございます。児童生徒数や教室数など学校の実態によって違いはございますが、多くの学校で不登校傾向の児童生徒のために保健室や学習室、相談室等を別室として活用し、教職員がその対応に当たっております。また、気持ちが高ぶり集団活動が一時的に困難となった児童生徒への支援としまして、図書室という静かな環境で気持ちが落ち着くまで一時的に過ごしたり、読書等を通じてクールダウンをさせたりすることがございます。その際その見守りを図書校務員に依頼することがございますが、あくまで臨時的なものであり、不登校傾向の児童生徒の対応を図書校務員の主要業務としているわけではございません。不登校傾向の児童生徒の対応には、今後も学校の全職員で当たってまいります。また、学習機会の整備、安心安全な居場所の確保のために管理職員を含めた教員、教育相談員、特別支援教育支援員による別室での支援体制を整備、充実させたいと思っています。また図書校務員の配置につきましては、学校給食費の公会計化に伴う給食会計補助業務の削減等、業務内容および業務量が削減されたことを鑑みまして、関係機関と協議しながら今後段階的に2校に図書校務員1名の体制に移行していく予定でございます。

最後に4点目、生徒指導提要改定の趣旨や意義等について教育委員会で共有すべきと考えるかどうかというご質問につきまして、お答えいたします。生徒指導は、学習指導と並んで学校教育の両輪の一つでございますので、児童生徒の健やかな健康を願う教育委員の皆さまにとりましても関心が高いものでございます。生徒指導提要改訂の背景にあります近年の子どもを取り巻く環境の大きな変化や、それに伴ういじめや不登校、児童虐待や貧困等憂慮すべき今日的な課題につきましてもご認識されたうえで、教育委員の皆さまにはさまざまな諸課題のご審議をいただいております。従いまして定例教育委員会におきまして、これまで特に生徒指導提要の改訂について協議題としておりませんでした。しかしながら議員のご指摘のとおり、生徒指導提要の改訂等、国の新しい教育施策や方針等につきまして教育委員会で共有することは重要なことと考えますので、今後さらに教育委員会事務局から教育委員の皆さまへの情報提供ならびに教育委員会における共通理解に努めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

では再質問させていただきます。まず大きな1番ですが、今回たぶん傍聴というか聞いている方も、聞く方も答える方も同じことを言っていると思われてちょっとうんざりしてる方もいらっしゃるかと思うんですが、大事なことですので繰り返して、人権を守る施策ですので訴えさせていただいております。お答えをさまざまに頂きましたけれども、やはり町の認識としては、先ほど（2）のお答えですかね、制度化の前に理解を深めるのが必要ともうずっとおっしゃってますけど、住民の意識の変化をどうやって、ですので、捉えるのですかね。反対意見というのは先ほどのことであれば5件、年間5件程度と。私にすればそのうちのまず結婚の制度と相いれないっていうのは当然のことで、だからこそ同性婚がないから必要としている人がいて、結婚の制度と相いれないというのは、そう思う方はこの制度を使わなければいいだけと。パートナーシップ制度の導入を求めてない人も、これも同じですね。求めていない人は使わなければいいだけで、求めている人は使えるようにしてあげる。これが当然のことだと思うんですね。ですけれども、そういった反対の意見の方を気にされてるといえるか。私は長与町の町民の皆さんは人権の意識は非常に高く、パートナーシップ制度、性的マイノリティの人権確保は大事だと考えている方が多いと信じてます。それはわざわざ賛成の意見は言わないでしょうけれども、反対の意見が逆に言うとわずか5件ですよ。この5件というのも必ずしも別々の人とは限らないわけですよ、恐らく匿名の方もいると思うので。それよりも町民の皆さんの人権意識を信じて導入すればいいんじゃないでしょうか。いまだにまだ、この町民の理解が足りてないと思う根拠を改めて伺います。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

以前、アンケート調査、これは男女共同参画計画を策定する際のアンケート調査ではございますけれども、その中で性的マイノリティ、性的少数者という言葉について知っていますかという設問を設けました。これは令和4年に実施したものでございます。その中で詳しく知っているという方が8.6%、一方で言葉は聞いたことがある21.2%、知らなかった12%ということで、知らないあるいは言葉は聞いたことあるという方が3割強いらっしゃるということが一つでございます。もちろんおおよそ知っているという回答も半数ぐらいございましたけれども、これちょっと程度をお尋ねしてませんので分かりませんが、やはり私どもの周知が足りていないという部分もあって、こういった結果になってるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうすると性的マイノリティというものについて知らない、あまりよく知らない、そういう意見があるからパートナーシップ制度を導入しないということですか。知らない方には関係のない話でもあるんですよね。逆に言うと詳しく知ってる方が8.6%。8.6%ということは、ちょっとこのアンケートに答えるのはお子さんとか入らないでしょうけど、たぶん2,000人以上はいるんじゃないでしょうか。その中で反対する意見が5件来る。どうも導入しない方の根拠になると私は思わないんですよね。いつも同じこと言うことになってしまうのでちょっと話を変えますけれども、昨日こういう報道がありました。同性パートナーを殺害された男性が犯罪被害者遺族給付金を不支給とした愛知県の処分は違法だとして取り消しを求める訴訟、これについて同性パートナーは支給対象外とした高裁の判決が今月26日の最高裁判決で見直される可能性があるということなんです。これはまだ判決が出てなくて可能性の段階だそうですが、本町にも犯罪被害者等の支援に関する条例があり、第7条で犯罪により死亡したものの遺族である町民に対し見舞金を支給するとありますが、この場合、同性パートナーは対象になるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

まず今そういった事例がないので、なるかならないかというのは、この場ではちょっとお答えができない状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。そうですね、ちょっとこの質問をされると思ってなかったと思うので理解します。ただ入らないとも答えられないということだと思いますが、いずれにしろ、もしこれ最高裁の判決が出て同性パートナーも遺族として認めるとなれば、これ今後もし仮にこういう同じ状況の方が町内にいらっしゃった場合に、不支給となればたぶんそれは違法だと訴えられる可能性もあるんですよね。そういうことも鑑みてやはり社会が変わってきていると思うんですよ。なので広報ながよ、先ほど私も質問の中でも言ったように、性的マイノリティが直面し悩んでいる課題として、町も広報ながよで認識されてるわけですよね、そういうパートナーが入院しても家族として認められない。パートナーが他界しても相続できなかった。そういうことが性的マイノリティの悩んでる、直面している課題なんですと、あまつさえ人に教えている立場ですよ、広報で啓発するというのは、でありながら、そういった非常に悲しい困難な状況に置かれた当事者に対しては、現在のところそういう家族としては認める制度は町は作りませんと言ってる。全くそのどういう了見なのかと思うんですよね。思いませんか、言ってることが矛盾

してると思いませんか。パートナーシップ制度があれば公的に家族と同様と認証できる同性カップル、何かそういう困難な状況に陥ったときに、そのように認証してあげたい。相続はちょっと法的なごめんなさい、あれなので、例えば町の条例による遺族として認めるとか町営住宅に入れてあげるとか。そういうふうなサービスができるようにしてあげたいとは思わないですか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

犯罪被害者の支援金の件については、私も今朝新聞で拝見をいたしました。詳しくまだ調べてないんですけども、その方々が例えばそういったパートナーシップの制度を活用していたのか、制度があっても活用していなかったのか、はたまた異性のカップルで事実婚という方々が、そういう同じ状況になった際に最高裁としてどういう判決するのか、こういったものもあると思いますので、必ずしもそのパートナーシップ制度が全てのこういったものを救えるものでないと。確かに人権を守るための一つの制度であるということは重々分かっているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。今回このパートナーシップ制度導入については、同僚議員も一般質問をされるということですので、ちょっと私は最後にしたいんですが、今回の定例会に上程されている来年度の一般会計予算、これは昨日、町長も施政方針の中でおっしゃったように骨格予算ですよ。選挙があつて町長が当選されれば、まちづくりのための肉付け予算、また補正予算として恐らく6月、上がってきて審査することになると思うんですが。結局町が何か事業、施策をやりたいって言っても、それを予算化してそれが予算という形で妥当な事業かを決めるのは我々議会ですよ。ですので私は、町長はその制度導入を否定はしないと申すんですけども今のところ導入する方針ではない。これやっぱり何か導入、自分がすると決めにくい何か事情があるのか、これ私が思うんですけど、かなと思ったので。そこでなんです、パートナーシップ制度っていうのは、以前の一般質問で申し上げましたけれども、長崎市に伺ったところでは、実際必要な予算というのは、その制度の周知をするリーフレットを作ったり、あとは認証するカードをラミネートするのに必要な道具とかで、本当10万円もかかってないということだったんですよ。ですが、わずかとはいえ当然予算が必要な事業ですから、今度もし町長が、私町長が当選すると思いますけど、当選したら6月の肉付け予算でパートナーシップ制度の導入予算として上げてはどうですか。そうすればこれを承認するかどうかが我々議会が決めることになります。ですので、仮にパートナーシップ制度をどうしても導入あまりしたくないという方へ町長が配慮をしているのであれば、我々議会がそれをするかどうか

を決定する最終決定するというのであれば、そういう反対の意見の人たちからも、町長は何ら責めを負うこともないと思うんですよ。私は長与町議会の皆さんは人権や多様性、大切さを理解していると信じてます。6月の肉付け予算に、このパートナーシップ制度を予算化してあげてみてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

確かにそのパートナーシップ制度を導入することによって、こういった住民の方々の理解も深まるとは思いますけれども、あるパートナーシップ制度を導入されている先進地の事例でありますと、そういったパートナーシップが導入されているということで、その町は理解があるということで、そちらの方に移住をしようとしたという方がいらっしやっただけなんです。不動産屋を回ったところ1件は通常に対応していただいたということなんですけれども、もう1件は差別的なことを受けたというそういった事例もありました。だから町長答弁にもありましたように制度を導入するというよりは、そういった住民の方に理解を求めていきたいということで、ずっとそういった答弁をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

恐らくもう、でも既にそのパートナーシップ制度が利用できる自治体に住んでいる人口を合計すると日本の8割になるわけですよ。ですからもう残りの20%ですし、当然8割の人口が住んでる多くの県単位で導入してる所もあればそうじゃない所もありますが、自治体に住んでる所でも恐らく長与町で反対意見を送ってくる人のように、いつまでたっても理解しない人はたぶんいます。それがなくなるまで待つてからっていうのは無理なんですよ。ですからむしろ行政がそういう差別はいけませんよっていう導入をもって、より周知していく。そういう方向をやっぱり考えるべきかと思うんですが、これももう前言ったので分かりました。ただ移住で言うと実際諫早市、移住する方の声をきっかけにもう諫早市はじゃあうちも導入しますと、もうすぐ動いたわけですよ。ですからどっちがやっぱり自治体の評価といいましようか、考え方として、そうだよなって思われるかだと思います。ぜひもう一度考えていただきたいと思います。

次の大きな2番、生徒指導提要の実践状況について伺います。先ほどお答えいただいて過去3年間でも幾つか校則を変えていただいたということで、よかったと思います。生徒や保護者の参加もあったということで。これ何で過去3年間かというと、私がこの校則についての一般質問したのが3年前なんですよ。令和3年6月定例会だったので、そのときに校則の改定に当たっては、児童生徒やPTAの意見を聴取したり協議したりしながら見直しを行っているという答弁があったので行っているんだと。じゃあその後

どうなったかなと思ってですね。この3年前私、各3中学校の校則も提供いただいたのでどういう校則があるか見たものですから、ここは変えた方がいいんじゃないかっていうのを個人的に思った部分もあって、そういうのが変わってるかなっていうのも含めて伺ったところですが、幾つか実例があってよかったと思います。ただこれ(2)にも関わりますけど、そもそもその校則、うちの校則を変えたいねとか思う場合でも、うちの校則がこれおかしいのか、おかしいというか他と違うのか、もしくはもう全国こうなのか、仕方ない、仕方ないというのもあれですけど、こんなもんなのかと思うかも、やっぱり比較してみないと分からないんじゃないかなと思うんですね。そこで中学校のホームページに校則が公開されていれば、どなたでもぱっと見て他の中学校のを見て特に町内、同じ町内の中学校見て、あれここはうちは何でこうなんだろうっていう。それでそれを生徒が学校に、例えば長与中の生徒が長与二中はこうなのは何でうちはこうなんですかと、やっぱりより気づきやすいし変えていきやすいと思うんですね。ですので、やっぱり校則は校長の判断とおっしゃいましたが、そういう自主性も大事ですが、そういう意味合いというのがあると。そしてそれも生徒指導提要にも書いてあることですので、もう長与3中学校もう校則みんな、みんなというか3校とも公開しましょうと教育委員会の方から強制ではなくて働きかけていいと思うんですけど改めてどうでしょうか。そういう意義が学校の校則の公開には、あると思うんですね。どうでしょう。それともう1点、公開することで何かデメリットはありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず公開するデメリットというものは全くないと考えております。現在3校の校則につきましては、本町では生徒指導担当者が集まる生徒指導担当者会がございます。そこでそれぞれの校則の見直しがあった場合は、校則を提供して、3校とも共通にそれぞれの学校の把握はできております。ですので、生徒の方から例えばA中の生徒がB中の校則を知りたいということであれば、その提供は学校内で可能になっております。ですので、現在ホームページには載せておりませんが、生徒が他校の校則は知ることは可能になっております。ただし、先ほど議員お示しのとおりホームページに載っていれば、そういった先生に尋ねることなく知ることができますので、また、比較検討する、そしてそこから問題に気づくという機会の一つになろうかと思っておりますので、このホームページでの公開等につきましては、校長会等でもちょっと話題にしてみたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

ありがとうございます。ちょっと時間があるので。先ほど髪型とかソックスですかね、そういったものの何かしら校則のちょっと改善を行ったということでしたけど。その3

年前に校則を私見せていただいたときに、これはちょっとおかしくないかなと思うのが、生徒の自主性と言いながらちょっと私が言うのもなんですが、個人的に思ったのは、長与中学校では冬でも男子はコートの着用が不可、男女ともマフラーの着用も不可。長与第二中では、厳寒期に限り許可が出たら着用可という条件はついてますけど、男女ともコートもマフラーも着用可なんですよね。靴ですね、長与第二中は運動のできる白のひも靴とだけ書いてあって、長与中はアシックス、ウィンブルドン、グリッパーと具体的にもう3つのメーカーが指定されている。生徒指導提要の第3章6の1の(2)の校則の運用のところに、何のために設けた決まりであるのか教職員がその背景や理由について理解しつつ指導していくことが重要。このマフラーの着用が不可とか、メーカーの靴がこの3つに指定されている、これは教職員の方は合理的に説明できるんですか。どう思われます。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほど議員がお示ししていただいた3校の校則につきましては、そこから3年間の間で大幅に変わっている点がございまして、まずもってその点をご紹介したいと思えます。防寒具につきましては、3中学校ともマフラー、ネックウォーマー、手袋、コートの着用とも全ての学校で認められております。また、タイツやストッキング、スパッツの着用も認められております。また、中着としましてセーターやカーディガン、ハイネックシャツやタートルシャツの着用も認められております。また、その色についても白、黒、紺、茶、グレーなどが認められております。ですので3年前からすると、それぞれの学校で生徒からまた保護者からの要望そして職員との協議の中で、やはり寒さというものは個人差があって感じ方が違いますから、一人一人の生徒に寄り添った形で変化が起きてきているものと考えております。運動靴につきましても白を基調としたひも靴ということが3校とも共通しているようです。ただその中で量販店でも購入ができるように幾つかのメーカーを指定しているものもございまして、そのメーカーでなければならぬということではございません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうだったんですね。最初に3年で変わった校則の中にちょっと靴とかマフラー入ってなかったもんですからそのままかと思いましたが、そのように変わってきているということで安心しました。今後もしできれば生徒の方で公開、もし校則が公開されればよりお互いブラッシュアップ、校則ができると思うので、改めてお願いしたいと思います。

次に、学校司書の話です。（3）ですね。これについては、ちょっと私も必ずしも1校1名体制がいいんじゃないか、維持した方がいいんじゃないかっていうのは、あくま

でそういった不登校生徒の対応をもしされるのであればやっぱり重要なと。やっぱり2校に1名ですとないときがあると。そういうイメージがあったものですからちょっと伺ったんですが、先ほどのご答弁で、もうそもそもそういう児童生徒の対応は教職員が基本であるということが明確になりましたので、その点はあまり私も必ずしも学校司書1校1名ということにはならないのかなとも思ったんですが、そこは理解したところですが、ただやはり学校の司書、小学校と中学校で本来8校で8名だったのが7人になると、2校を1人で兼務することについて、ご本人たちですよ。私も含めてですが外部がやっぱり1校1名じゃなきゃとかっていうのは、私の場合はですけど、その方がいいんじゃないかなと思ったからですが、一番大事なのは当然ご本人たちの考えだと思うんですね。その図書校務員の皆さんのご希望とかっていうのは確認されたんでしょうか。つまり今後2校に1名なりますよとか、そういうのに対して話をされたり、もしくはそれに対してどういう意見があったのか、そういう聞き取り等をなされたのかどうか伺います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在の図書校務員に、まず紙媒体で今後の意向を確認いたしました。またそれだけでは不安を覚えていらっしゃった図書校務員もおられましたので、全図書校務員に集まっていたいただいて、今後の方向性であるとか2校兼務が可能であるかどうかとか、いろんな形でご意見を聴取をしたところでございます。また、昨日管理公社におきましても、一人一人面談を通して意向の確認等を行ったところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。今意見をちゃんと聞かれたということですが、その中で例えば、いややっぱり2校兼務は難しいと思うとか、したくない、何らかそう思われる方もやっぱりいらっしゃるんでしょうか。もちろん全ての方のご意見、必ずそのいろんな財政的なものもあるし聞けるかどうかは別ですけど、実際にそういう方もいらっしゃるのか、それとも2校兼務、問題ないという方もいらっしゃる。そういうそれぞれどういうご意見があるのか、もしあれば伺いたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

全ての方のご意見が同じ意見ではありませんでした。まずそこを確認していただければと思っております。多かった意見がやはり2校の兼務というのが、これまでなかったことですので、そこに対する不安はあったようでした。小学校を午前中、中学校を午後

の方がいいのか、1日を小学校、次の日を中学校とした方がよいのか、まだ試したことがないってところに不安があられるようですが、2校の学校司書としての2校兼務は妥当かなあというご意見が多かったように思っております。ただ、やはり初めてのことでですから、そこに難しさを感じていらっしゃった方も複数名おられたのは事実でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。先ほどの教育長の答弁で段階的にその2校で1名というのにされると。これはもう決まってるんでしょうか。決まってるといいましょうか方向性として。というのは、今はたまたま8校のうち1人が退職されるということで、どこかしら2校が1名になりますけど、そういう退職とかじゃなくてももう2校を1名、たまたま本町には小中学校で偶数ですから4名ですかね。そういうふうな方針なのか、一応ちょっとそれも伺います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校図書館と合わせて新図書館の方も着実に進んで、開設に向けて準備が進んでおります。また新図書館の方でも司書が求められているという状況を聞いております。学校図書校務員の中に町の図書館の司書の方に動くことはできないのかというようなご希望もあったりして、そういったことも踏まえて現在検討中というところでございます。いずれ2校を1人という形で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。当然1校に1人の方が仕事もしやすいかなとも想像はしますが、その辺はさまざまな財政との兼ね合いもあるので、あとはご本人のご希望とちゃんと総合的に一番いいように、特に一番は児童生徒にデメリットが、不利益がいかないようにしていったって、もしそれがそう考えられるようであれば当然必ずしもじゃなくて、例えば中学校は1校に1人とかいろんなやり方があると思うので、検討を今後していただければと思います。あと生徒指導提要の教育委員会との協議については先ほど考えていただけるとのことですので、理解いたしました。ぜひそうしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

(休憩 11時21分～13時10分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順3、金子恵議員の①新図書館の運営についての質問を許します。

10番、金子恵議員。

○10番（金子恵議員）

それでは早速、質問の方に入っていきたいと思います。新図書館の運営について、と今回はテーマをとっております。図書館建設に当たり、住民参加は自治体にとって必要不可欠なものと捉えています。また、住民ボランティアの参加により、図書館は地域のニーズに適切に対応し、コミュニティ全体の結束を高める結果になるのではと考えています。例えば、ボランティアが図書館のスタッフと協力して読み聞かせイベントやワークショップを実施することで、地域の子どもやシニア層が参加し、交流を深める機会を提供します。図書館の運営においても、財政的な支援、予算を節約する助けともなり得るのではないかと考えています。その活動は地域参加意識を高め、個々の社会貢献意識をも向上させる効果や、さまざまなスキルや経験を持っており、それを生かして図書館のプログラムやサービスの多様性を向上させることができるのではないのでしょうか。このように、図書館ボランティアは地域社会の発展と地域住民の生活の質の向上に不可欠な存在であり、その重要性を認識し積極的にボランティア活動を支援することが重要だと思えます。また、図書館建設前に職員、司書を決定し、共に協議する場も必要と感じています。専門知識や経験を活用して図書館の設計やプログラムの策定に重要な貢献をしてもらうこと、さらに建設プロジェクトに参加することで、建設段階から運営に関する課題やニーズを把握し、より効果的な図書館の運営計画を立てることができるのではないかと考えています。今後、ソフト面を並行して進める上で、早急に取り組むべき課題があるのではないかとこの視点に立ち、以下の質問をいたします。（1）人員配置についてどのような計画があるか。専門的な人材配置をどう考えているか。（2）ソフト面の充実はどのように図っていくのか。その運営を所管するのはどこか。（3）図書館法では図書館の運営に対し、住民に運営状況を積極的に公開し連携していくことを義務付けている。本町でも施設運営への住民参加と情報共有を図っていく必要があり、住民説明会の開催は有効な手段と考える。開催までの期間、さまざまな場面で意見や要望を聞くことで、利用者目線の図書館が完成すると期待している。今後どのような手法が考えられるのか。（4）住民ボランティアの存在は、図書館を育てていく上で重要な位置付けの存在ではないかと思う。今後の協力体制をどう構築していくのか、以上4点を中心にお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

金子議員の1番目、新図書館の運営についての1点目、人員配置についてのご質問にお答えします。現在の長与町図書館では、館長以下、司書4名、司書補5名、計10名で運営しております。長与町新図書館基本構想・基本計画におきましては、日本図書館協会が示した算定方法により、長与町の人口規模での新図書館の職員数を16人としております。新図書館の人員配置につきましてはこの数値を踏まえ、施設の規模や来館者の移動動線と職員の管理導線、蔵書数、貸出システム等、諸条件を勘案した上で適正な職員数を設定してまいります。次に2点目、ソフト面の充実についてのご質問にお答えします。ソフト面としまして、人員体制、書籍システム管理、書籍移動車の運用、ボランティアとの関わりや公民館や学校等公共施設との連携、郷土資料の展示、交流の有効活用など、さまざまなことが考えられます。計画におきましては、「出会う」という地域の情報拠点として、人と本、人と情報、人と人の出会いを支える図書館。「つながる」という世代を超えた居場所づくりと交流により新しいつながりを生み出す図書館。「学びあう」という、知りたい、分かってほしい、理解してほしいといった知的好奇心を刺激し、創造と学びを支える図書館。この3つの考え方を基に複合施設であるメリットを生かし、幅広い年齢層の利用者が訪れる、憩い安らぎ、知、交流、未来創造などあらゆる形を見据え、「未来をひらくみんなの図書館」を基本理念とする長与町のシンボル、生涯学習の拠点となりますよう各方面の方々と協議を進めてまいります。また、新図書館部分は基本的には教育委員会の所管となりますが、複合施設でもありますので、今後は施設全体での効率的な運営体制も構築してまいりたいと考えております。次に3点目、図書館の運営への住民参加と情報共有と今後の意見や要望を聞くことについてのご質問にお答えいたします。図書館における情報共有につきましては、利用者である学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者で構成されております図書館協議会におきまして、現在の図書館における蔵書数、利用状況、主な行事活動を報告し、協議いただいております。今後はさまざまな図書サービスの運営を本協議会で検討し、長与町の図書館がよりよいものになりますよう進めてまいりたいと考えております。また、お諮りしたい重要な案件等につきましては、新図書館整備計画検討委員会を開催し、委員皆さまのご意見を伺いながら可能な範囲で新施設へ反映してまいります。最後に4点目、住民ボランティアの協力体制についてのご質問にお答えします。長与町図書館では、よりよい図書館を目指し、現在、掲示物の制作、展示、書架の整理、点字作成、読み聞かせなど、できる時にできるだけを基本に、図書館からの依頼に応じて長与町図書館ボランティアとして適宜活動していただいております。また、自主的な活動の充実と図書館の活動に協力、支援することを目的として設立されている長与町図書館利用者友の会には7団体が登録されており、各団体の活動方針の下、図書館まつりの実行委員を組織するなど充実した活動が行われております。今後は、各ボランティアの活動内容や特性を勘案し、現在の図書館と併せ、新図書館での協力体制について検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

それでは早速再質問に入らせていただきますが、現在建設の部分はさまざまな説明を受けておりますので今回はソフト面を中心にお伺いしますが、多分ほとんど表に出てきていないとか、あまり聞いていないということは進んでいない部分も多いかと思うんですけど、それも理解した上で今回は質問させていただきたいと思います。まず職員数の件ですけれども、基本計画によると本町の規模では16人としているという今答弁がございましたけれども、その上で適正数を今後考えていくという内容だったかと思えます。配置によっては図書館の運営や利用者へのサービス提供にさまざまな影響が出てくるのではないかと考えておりますので、今後の設定の中で何が重要かとなったら、その重要な点というのはどういうものでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

図書館の職員のお話だと思います。やはり今10名で、最大16名以内の中で今後考えていこうと思っておりますが、やはり職員数が増えて専門職が増えることによって、サービスは今まで以上にきめ細やかにすることが可能になってくるかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

おっしゃるとおりだと思います。一般的には図書館の運営やサービスの提供に関わる人員配置についてというのは、だからこそ建設前からある程度関与することが重要というふうに思いますけれども、この人員の配置の基準とかガイドライン、こういうのは今現段階でどういうふうな進み方になっているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

人員配置の基準とかガイドラインということになりますけど、基本的には大きな、まだ決定してることではないですが、先ほどの教育長答弁にもありましたとおり、基本構想・基本計画の中では日本図書館協会による算定方法、これでの人口規模で考えますと、これがもう人口だけの単独要件なんですよね。それだけで考えると16人という数字が上げられております。やはりそれを踏まえまして、今後もシステム化とかDX化、各種要素あるかと思えます。で、現在の図書館の10人から16名、この間で状況を見極めて決定していくということになるかと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

そうですね、後からちょっと質問させていただくんですけど、やはりICTの技術の活用とかそういうもので、人員の削減というかそこまでの人を必要としない場面も多々出てくると思います。その具体的な役割とか業務内容などさまざまありますので、早い段階で人員配置などを考えていくことが今後の運営とかサービス提供に貢献すると思うので、この質問をちょっとくどくどやってるんですけども、どの段階でじゃあ取り組むご予定でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この人員につきましては今現在も協議中であります。どの時点で決定するというのは、今この時点では難しいお答えになろうかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

その図書館の中の必要な人員として司書という方がおられます。この司書は現在4人おられるということですが、この方たちのする仕事というのは、運営とか管理、そして利用者の方へのサポート、でコレクションですね、本とか資料の管理とかこういうものを担当されますけれども、では図書館の規模や利用者の人数に応じて必要な司書の数とかそういうことが決まってくるんでしょうけど、その役割が異なる可能性があるため、適切な基準っていうのをやっぱり設けておくべきではないのかなというふうに思うんですが、今の段階で司書4人でしたよね。今の段階で今後新図書館になった場合に、司書を何人ぐらいあれば適切ではないかというのは教育委員会の中では話題にはなっていないのでしょうか。協議はされていないのでしょうか、そこをちょっと分かれば。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

一応内部の方ではさまざまな検討は進めてる状況でございます。教育委員会内でもやはり多い方が、全員司書の方がきめ細やかなサービスはできると思っておりますので、なるべく多い方がいいという答えは出ておりますが、今現在長与町図書館が10名で司書が4名、これを踏まえて最低同等以上、やはり図書館職員の半分以上が司書でやっていければと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

そもそもですよ、この図書館建設を計画する際に、館長ですとか司書との協議が重要だという話をよく聞くんですけども、その専門知識や経験を生かしてということで検討委員会とか立ち上げられていたのかなと思いますけれども、実際にその現場の声ですね。今現在の長与町の図書館でのそのニーズとか住民のニーズとか、長与町だからこれが必要とか、そういうものも理解されているのは長与町の館長と司書だと思うんですけども、そこの意見っていうのは十分各所管と設計者と、普通それと有識者の方がおられるかもしれないんですけども、ここの意見交換みたいなそういうものはきちんとなされているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

現在の館長および司書の代表といった方々も、新図書館の整備計画の検討委員会、こちらの方にも委員として入っております。それ以外も、やはりずっと協議が私どもと建設している政策企画課といったところとかと設計者、こういった分と含めまして、いろんな場面で館長とか司書の代表の方で来ていただいて、お話を進めている状況であります。今現在話をしている状況をやはりそのまま進めて、常に現場の意見を聞いて今後進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

現場の意見というのが、やはり長与町の図書館に沿った意見が出ると思うので、そこは大切にさせていただきたいというふうに思います。未来の図書館のデジタル化とかICT技術の活用とか、それに併せてその地域のニーズや特性に応じたサービス提供、こういうのも司書の役割というのをさっきちょっと触れましたけれども、今後の課題として考えられる一つだというふうに思うんですね、今の分が。このようにソフト面で事前に協議しておくことがあると思うんですけども、開館まで3年になりましたけど、まだ3年なのか、もう3年なのか。そこの感覚的なものは皆さんと私の食い違いというものもあるかもしれないので何とも言えませんけれども、開館時、その時の運営面で今の段階でもう協議が必要だというふうに個人的には思うんですよ。その点をどういうふうに皆さんが考えてらっしゃるか。そこに住民の意見を聞く場、現場の声も大事です。でも住民の声もしっかりと直接聴取するっていう姿勢が大切だと思うんですけど、そこはきちんと設けていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

住民の声の部分だと考えております。あと、運営面とか協議は今どこまで進んでると

か、そこまでちょっと数字とかで表すことはできないんですが、ずっと協議を進めてる段階で、答弁にありましたとおりパブリックコメントといった形で一度皆さまの目にも出ているかと思えます。議会の方でも特別委員会という形で皆さまの意見をお聞きする場もできているかと思えます。図書館からの現場の意見というのも先ほど申しましたとおり随時いただいておりますし、図書館の職員につきましてはその場で図書館利用者の方にいろいろ、ああした方がいい、こうした方がいいというお話があつてるともお聞きしております。そういった形で、さまざまな意見を取り入れてお聞きしている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

私が言う住民の方というのは、図書館の入ってすぐで雑誌を読んだり新聞読んだりって、ああいう日頃から利用されている人のことをちょっと想定して申し上げたんですけども、そこの意見も聞いているということだろうと思っておりますので、そこもその方々のちっちゃな意見もやっぱり吸い上げるっていう姿勢というのは持っていていただきたいなと思います。で、幾つかの図書館の話聞きに行ったり、調べたり、見に行ったりとか、今回この質問に合わせてちょっと行ったんですけども、結構館長、司書など行政職員を配置しているという所があったんですけども、本庁の場合では行政職員を図書館に配置するというお考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今の協議の段階では、行政職員としての図書館職員は考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

その理由があれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今現在の図書館、こちらの方も行政職員というのはおりません。長与町公共施設等管理公社の方をお願いしている状況でございます。それを踏まえまして、今後もその体制でいけるのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

そうですね、今職員はいらっしゃらないのは重々存じておりますけれども、なぜその行政職員を配置しないのかという質問に関しては、図書館の運営における法的な側面ですとか、行政手続に関する知識、そういうのを行政の皆さんは持ってらっしゃいますよね。それが1点と、予算編成や政策立案みたいなもの、そして報告書の作成など、やはり行政の職員の方が専門家であるということから、館長は職員で、要するに部長クラスの方が例えばいらっしゃったりとか、課長やったかな。そういう方がトップというか館長に配置されていたりして、そしてその下に司書の方がもう何人もいらっしゃって、そういう体制でしている所もあって、話を聞くと本当行政の職員の方がそういういろんな法的なものとか、専門的に知識がある方がおられたら、本当図書館の司書の方にしても職員にしても、図書館の仕事に集中できるわけですよ。いろんなことをサポートしてもらえるとということで、なかなか行政職員を、今までもなかったもので、じゃあ図書館についてこの提案っていうのは考えられないことかもしれないんですけども、そういうところでのメリットがあるということを知っていただければというふうに思います。多分決まっていなと思うんですけど、開館時間はどのくらいで考えておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

おっしゃられますとおり、まだ決定しておりません。現在の開館時間を基本としまして、やはりあそこ自体が図書館のみならず複合施設です。そういった面もありますので、他の関係課とよく話し合っ、開館時間、閉館時間を決めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

伊万里図書館、そして平戸図書館、こちらは10時から20時というのが開館時間で設定されているんですけども、例えば平戸図書館は職員の方が入っていらっしゃるんですけども、18時以降は職員の方はもちろん時間で帰って、18時以降は一人だけ何かの安全の確認とかそういうためにいらっしゃるそうです。そして、貸し出しはもう全てセルフの貸出機ということで。今ですね、セルフの貸し出しでいよいよICチップが入っていたりとかして、今借りる方にとっても結構簡単に借りることができるので、その点を考慮すると、今検討中なので何ともあれですけどちょっと長めに、そうすれば仕事が終わってから図書館に来て本を借りるということもできるわけですよ。で、ちょっと聞きますと、この2時間の間の貸出割合というのは全体の1割を超えるということなので、長与町が今まで18時ぐらいで終わっていて、その後の2時間がどれだけの利用者があるか、どう見込めるかというのはちょっと分かりませんが、そういうところの検討も、聞いていただいて研究していただいて、そして検討していただき

いというふうに思います。次に蔵書の件でちょっと伺います。今7万から8万冊ぐらいの蔵書があるかと思えますけれども、計画によると開架が8万冊、そして閉架図書に3万冊、合計11万冊を予定しているということですが、決まっていないというのが分かって聞かれましたけど、現在の図書館からこの7万冊の中でもう廃棄寸前のものも幾らかあると思うんですけど、どのくらいを持って行って何冊ぐらいを増やしていくなどの計画というのは立っているのでしょうか。これに関しても、司書や館長とのやはり協議が必要になるというふうに思うんですけど、これこそ準備を早く進めた方がいいんじゃないかなと思うんですけど、どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的にはなるべく多くの書架を、現在の図書館から新図書館の方に、いいものは持っていきたいとは考えております。具体的な冊数というのは先ほどもずっとお話ししておりますが決定していない状況です。今後の協議を進めていく上での持っていき方、新しい本を買うとかそういった部分というのは、今後の協議を図書館と進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

令和5年と6年しか見ていないんですけども、図書館の図書費というか、多分これ本だと思うんですが、524万円のこの計上っていうのが多分本を買う時の金額なんだろうと思って、ごめんなさいね、ざっと見ただけだったので。でも524万円の計上があったので、昨年と一緒ということは新図書館を考慮して予算を増額しているとかいうことではなさそうなので。本って簡単に集まらないそうなんですよ、聞けば。例えばこの11万冊を予定してる中で、今の図書館から6万冊持って行ったにしても5万冊の本が必要となった時に、その選定から、それを倉庫に預かってもらって搬入してと、そういうことを考えるとやっぱり期間が要るそうなんですよ。だからそこに遅れないように、開館時に遅れないように、開館時になってからばたつくことがないように、やっぱり前段階でそういう計画も、これからなんだろうけど早急に立てていただきたいというふうに思います。で、自分でちょっとまとめてしまったんですけど、その予算なんですけれども、本の。早めがいいと私言いましたけど、その確保っていうのはいつぐらいを想定してるんですかね。予算に上げる時期なんですけど。どのように考えておられるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

これは担当課としてのお話をしたいと思います。なるべく早く計上できればとは考えております。対しながら、どうしても財政状況といった部分を鑑みまして、予算計上をする時期、額というのは決まっていくものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

図書を買うっていうのは、いろんな分野別だったり種類別だったりいろんな知識を持って選書をして、本をそろえていくっていうこの期間って、選書をしていて後から予算が付いてくるという場合もあるかもしれないですけど、その辺りをもうある程度見越した予算の取り方っていうのは、予算がないからじゃなくて、建設にこれだけお金がかかりますよと。もちろんソフトにもお金がかかるというのは皆さんお分かりでこの図書館建設に臨んでらっしゃると思うので、ここはお金があるないそれに関わらず、やっぱり充実したものを開館当時から納めて、皆さんに利用してもらおうというふうな考え方であってほしいなと個人的にはちょっと思っています。さっき貸し出しの件でちょっと言いましたけれども、今はICチップ内蔵で管理されているので、サービスデスクを使わなくてもセルフで借りられていかれる方も多いですし、貸出機なんかを通っていないと警報が鳴るというシステムが採用されている所が多いようですけれども、これもお答えできる範囲で結構ですけども、ちょっと特別委員会でも盗難とか盗まれるとか万引きじゃないですけど、そういうようなちょっと意見も出ていましたけれども、この間は企画の方でお答えいただきましたけど、実際に管理をされていく教育委員会の方の考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず1点目の自動貸出機ですね、こちらについてはもう導入は検討しております。それがICタグとなると、やはり高価なものになります。バーコード読み取りのみであればある程度今と同じですので、そこまでかからないと言ったらあれですけど、ICチップよりは安価で出せると考えております。このどちらかで最終決定はしたいと考えております。あと盗難の部分ですね。この盗難の部分につきましては考え方ですけど、もう盗まれるのが当たり前の性悪説で盗難防止装置を付けるという考え、これ盗難防止装置はどうしても場所と数、その後の導入費用のみならず管理費用といった部分も結構かかります。その費用を考えると、性善説じゃないですけど、本は一定そこまで盗まれないんじゃないかという考えの下、たとえ多少もし盗まれるって言ったらあれですけど、盗難に遭ったりした場合も、それを補填して済むんじゃないかという考えで進んでいるような図書館も今あります。ですので、うちの方でもそういった盗難防止を付けた方がいいのか、もしもの時にもう追加して購入するという方法でいくのか、この2択で考えて

おります。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

盗まれるということを前提にいろいろ考えるともうあれですけど、その後の導入することによる経費とかいうものがかかるのであれば、でも一応、何が言いたいかという、住民が借りやすいシステムっていうのが一番大事なので、だから別に間を違ってピーって鳴ってちょっと出られませんでしたじゃないんですけど、そういうことはもう置いといても、借りやすいセルフ貸出機のシステムというのを構築していただきたいと思います。次にソフト面でもう一つ重要と感じるのは、読み聞かせとかお話し会とか、それとかブックスタート事業、こういうものも今されていますけれども、今後は継続していくというふうに思いますが、雑誌サポーター制度の継続というのはちょっとこの件については最近何も出てこないんですけど、継続というのは考えておられるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

雑誌サポーター制度の分としてお答えしたいと思います。基本的には配架とか置く場所、雑誌の数とかは多少変わってくるかと思えます。ただし基本的には今の状況の雑誌サポーター制度は残していこうと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

この雑誌サポーター制度ですね、取り組みたくても取り組めない図書館というのは結構あるんですよ。長与町は恵まれていますねって逆に言われるぐらい。費用的にもメリットがかなりありますし、企業、団体との連携とよくおっしゃられますけれども、その面でも継続が望まれますので、今後もそちらの方向で考えていただければと思います。次にソフト事業を考えていく中で、その司書、職員などその専門家はサービスのさまざまな側面を担当するかというふうに思いますが、その地域のニーズや利用者の関心事、これを把握してそれに合ったプログラムを提供することができるっていうのもこの方々と思うんですけど、新しい図書館になるので新しい取り組みも考えておられるのではないかなと思うんですが。何か目新しいというか、この新図書館だからこそこれをやりましょうっていうのが今の段階で、3年まだあるからちょっと早いですが、この質問。もし答えられるようだったらお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

考えられる事業といたしますか、今度できるのが複合施設でございます。健康センターと複合施設になりますので、例えば乳幼児から高齢者までいらっしゃいますので、その辺と合わせながら関係所管課と連携しながら新しい事業ができないか、これから検討も協議もしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

おっしゃるとおりで、子どもだけ、高齢者だけっていうようなイベントが多い中で、交流を含めたイベントとか新しいものがあれば考えていければと。こちらの方も今後のこの3年間の中に提案できることがあればというふうに考えております。今までいろいろちょっとお聞きしましたけど、結局どの場面においてもそこには現場のことを一番理解する館長、司書、職員の皆さん、そして住民の参加があつてこそ、ただの箱物ではない真の図書館、本当の図書館と言えるものができるというふうに思っております。で、12月の議会において、私、新図書館整備計画検討委員会が閉じられたという質問をさせていただきました。今回予算を見ると、この委員会の予算もきちんとついておりますし、ここはどうなってるのかなって思ってた方も多し、委員会の中の委員でもはっきり分からない、そういう部分もあつたりとかして、この検討委員会が今後どういう形でどういうふうにかかれていくのかというのがちょっと見えないんですね。で、ここをちょっとをお聞きできれば、今後ちょっと継続して開催していくということであればそのご説明をしていただければと思いますけど。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

その件につきましては教育長答弁にもありましてとおり、今後重要な案件等こういったものがあつた場合には新図書館整備計画検討委員会を開催して、お諮りする内容を協議していただくということになろうかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

この委員会が閉じられたという話が先走って独り歩きしていた時期がありましたので。ここで確認ですけど、この新図書館整備計画検討委員会というのは、今後も重要案件の都度開催して行っていくという理解でよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

先ほどと重なりますが、諮問したい案件、重要な案件、こういったものがあつた場合

にお諮りしたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

それでは4番目の住民ボランティアの件でちょっとお聞きします。協力体制をこれからも構築してボランティアの方からの協力を得ながら、新しい新図書館へってということでの内容の答弁だったかというふうに思います。で、図書館を建ててその後どれだけ育てていくかというのが重要で、そこにはやっぱり住民の協力なしではただの箱である。さっきただの箱という言葉を使わせていただきましたけれども、私はもうそういうふうにしかなっておりません。これまでの構築された関係の中で変えていくことがあるとすれば、どういうことを課題としてお持ちなのか。例えば町がボランティアからしていただいていること、町が望むことっていうところの、ある程度こういうことをしてもらえたらって、そういうものがいろいろこうあると思うんですよ、お互い。それを話し合っていけば、何の平行線になることもなく交わってきちんとした関係の構築ができると思うんですが。申し訳ない、その関係がきちんとできているようには、はたから見ていると思えないんですけれども。元に戻りますが、変えていくことがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

変えていくこととなると、今、新しいことをこれを変えていくという分は考えられませんが、どうしても図書館ボランティアとか、図書館友の会、それぞれ特性があるかと思いますが、団体としてはですね。それぞれやっぱり団体の特性を生かして、場所もどうしても変わりますので、今と同じ活動が全てできるかといったらなかなか微妙なものになります。ですので、今現在から新しい所で何ができるかという部分というのは、やはり話し合いをしていく上で決定して行って、変えていく分は変えていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

ちょっとあまりにも遠回しに言ってしまったんですけれども、お聞きすることでは荷物を置いてはいけないというふうに今度からなりますと。ボランティア室があったけれども、新しい図面ではボランティア室もなくなりましたと。そういう何かいろんな話を聞くんですけれども、それを私物というふうに、もちろんボランティア活動に必要なものですがそれを私物と考えると、やっぱり受益者負担という考え方もそれももちろんあるというふうに思います。でも他の図書館でも、この友の会との連携の中で、図

書館清掃とか図書館まつりでの協力、そしてコンサートなどの企画などの協力とか、そういう関係というのがきちんと構築されているんですね。7団体あるとおっしゃったので、その中で皆さんで協力して図書館まつりなんかもなされているのは思うんですけども。じゃあ、この友の会の費用はどうしているのかというと、友の会の会費とか寄付、そしてある図書館ではコーヒーサーバーを置かせてもらっていて、そのサーバーの利益を全て図書館友の会の費用に活用しているということなんですね。じゃあ、これを自分たちで使うのかっていうことではなくて、コンサートの運営費とか図書館用品を図書館側の公費で頼まなくても、自分たちがこれ必要じゃないですかというふうな感じで買ってきてくださるといふ話もちよっと聞きました。こういうふうな関係作りがやっぱり一番大事なのかなと思うんですけども、現在の図書館においても充実した活動が行われているというふうに私は理解しておりますけど、答弁もそういう答弁だったというふうに思いますが、この活動を継続してもらうためにも、今後もこれまでと変わらない協力体制、そしてさっきちょっと荷物のこと、私物のことに触れましたけれども、この私物もその関係ができていからこそ、従業員の休憩室にロッカーを1つ置いてその中に入るものだけということに置かせてやったりとか、もちろん重いものはその都度何か活動するからって持ってくるのも大変だと思いますよ。見ればある程度、私たちと同年代よりもっと上の方が中心でいらっしゃるし、若手の方はなかなか増えないという話も聞きますので。でもその心としては友の会として一生懸命図書館に貢献したいという気持ちを酌んでやるとすれば、部屋は要らないと思うんです、私も。でもその荷物を置くロッカーの設置ぐらいはどこかあると思うので、そこは検討していただきたい一つなんですけれども、今後の協議になると言われればそうでしょうけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

私物ロッカーの件としてお答えしたいと思います。今ここで、「はい、ここに置きます。置けます」と言うのはなかなか難しいかと思えます、明言はできません。ただしおっしゃられますとおり、限られたスペースをどうやって有効利用するかという部分というのは、今後先ほどお話ししたボランティア団体、友の会、この団体と協議を進めまして、やはり目標としてはいい図書館にしたいという大きな目標がありますので、そういった形で協議は進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

計画がまだ案の段階で、全てが確定しているわけではないので、場所的に本当おっしゃったように限られたスペースでいろんなものを考えていかないといけないので、無理は言えないのかもしれないですけど、友の会あってこそとは言わないですけども、住

民の参加があってこそその図書館づくりの、その一つだというふうなところでの観点で考えていただければと思います。前回12月議会で、私ですね、図書館というのは建物が5%、お聞きになったかもしれないんですけど、建物が5%、資料は20%、そして人が75%っていうのを、ある方が国会図書館の方にレファレンスでお願いして調べてもらったらそういう数字が出たという話で、前回12月議会でもこの話をしたんですけども。この観点から決まっていなことが何か多いと分かっているながらも、今回は質問したとは言いながらも、もう3年、あと3年しかないということを考えると、庁舎内の各課の連携というのは実際きちんと取れているのかなって。企画の方からきちんと建設の話をお願いします。で、理解します。でもソフト面って言ったらじゃあどこに聞けばいいの、誰がするのって、じゃあ健康センターの説明は中途半端にあったのかもしれないけど、それってじゃあきつと住民福祉部とか健康保険部が所管するのかなって、よく分からないんです。これ複合施設なので、2つの機能が1つになった時に、各図書館の所管、で健康センターの所管、そしてその上に建設を含めた政策企画の皆さんがいらっしゃるといこと。でもどうも何か連携が取れているように感じないんですけども、今後やっぱり進めるためには庁舎内の連携というのが絶対必要だと思うんですけども、ここの進め方というのは、きちんと取っているのかというのを聞く方がいいですかね。どういう体制になっているんでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

庁舎内におきます連携につきましては、担当者レベルでワーキンググループというのを作っております、その中で協議をさせていただいております。あと各課長の方で入っていただいている幹事会、あと理事者に入っている推進会議、このワーキンググループの会議、幹事会、推進会議という形で、双方連携させていただいて、一つ一つ物事を決定していっているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

計画が今、案の段階ですので、これが確定したらソフト面にもう入っていくのだというふうに思いますので、それが秋ぐらいにはどんどん進んでいくのではないかといいような期待をしたいとします。図書館こそがですね、何でこだわるかという、やっぱり利用者を選ばない施設であるということが一つと、地域の公共施設の一部としてそういう施設であるということ。そして、その建設や運営に関する意思決定は住民の代表者や関係者だけではなくて、もうそれこそ地域の住民全体が参加するということが行われるべきだと思います。かといって、住民説明会をしてもあまり新しい方がいらっしゃっている感じもしないし。こんなはつきり言ってよかったですか。やっぱり多くの方にこ

の説明会に参加してもらえよう手法というのはもっと考えていって、出来上がるのを本当もういつかいつかと楽しみにされるような、今後もそういう体制づくりで行っていただきたいなと思っております。住民の参加によって民主的な意思決定というのがもちろん実現しますし、地域全体の利益を考慮した、これは利益というのはお金じゃなくて多分教育の分での利益というふうに私は捉えて書いたんですけども、そういう政策を進めるだけではなくて、運営においても地域のニーズに合った取り組みってというのが行われることが理想だと思っております。地域の人々が参加して図書館の運営に関わることで、施設の持続可能性っていうんですか、よく今使われますけど、持続可能性だったりとか効果的な運営方法を確保する、開館した後のいろんな取り組みを変えていくことだってできる。そういうことを踏まえると、今後どのように進めていくのか、どのような理想の図書館をつくり上げようと思っておられるのか。最後になりますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

教育長。

○教育長（金崎良一君）

先ほど答弁の中でもありましたし、担当課長の方からも話がありましたが、やはり運営とサービスを充実させるというふうなこともそうですが、これから建った建物が、人生100年時代に100年これが続くような永続的になるようなことで、住民の方々がたくさん参画していただき、そしてやはり利用されて生涯学習の拠点になるようなことを目指したいと思いますが、スタート時からそれが最初に行くのではなくて、それが練られていきながらだんだんさらによくなっていくような、そんなふうな図書館になったらなというふうなことを希望しております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

有名な伊万里図書館も何十年もかけて今の図書館をつくり上げたという経緯もあります。3年後に開館した時にそれが完結したものではなくて、それからがスタートだというふうに思いますので、そのスタート時点で慌てることのないような、庁舎内での取り組み、住民との関係、設計者、そういう関係機関、そういうものとの連携というのを進めながら、新しい図書館をつくり上げていただきたいと思います。終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時03分～14時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、西岡克之議員の①学校設備について、②下水道処理最終処分についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

質問に入る前に、ちょっと喉を痛めましてお聞き苦しい点があるかと思いますがご容赦いただきたいと思えます。早速質問に入ります。①学校設備について。インクルーシブが進められる学校施設において、バリアフリートイレの整備は不可欠であります。また、フェムテックが推奨される中で、学校設備にも温水洗浄便座の設置が強く求められています。文部科学省は、令和7年度までに公立学校のトイレの洋式化を95%まで整備するとの目標を掲げています。そこで、本町小中学校のトイレの洋式化の現状と今後の計画について質問いたします。

2番目として、トイレ関連ですが下水道処理最終処分について。下水道は主に雨水および汚水を地下水路などで集めた後に公共用水域に排出するため、多くは自治体が浄化などの処理を行い、国が定めた基準に達した後に排出します。その処理過程で出る廃棄物を最終処分いたしますが、近年この廃棄物をさまざま利用する自治体が出てきたようです。幾つかの例を挙げれば、神戸市では下水処理過程で発生する汚泥から肥料の原料となるリンを回収し、輸入リンが高騰する中で国産リンとして注目されているようです。佐賀市では、2011年度から焼却処分をしていた汚泥を堆肥にして販売しているようです。本町でも廃棄物を有価物に変える処理を目指すことができないか、質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、西岡議員のご質問にお答えいたします。なお1番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私からは2番目の下水道処理最終処分についてのご質問でございます。下水道処理過程で発生いたします廃棄物の利用につきましては、食品安全保障強化政策大綱というものにおきまして、2030年までに堆肥、下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大する旨の目標が示されまして、また令和5年3月17日国土交通省下水道部長通知にて、発生汚泥等の処理に関する基本的な考え方が発出され、その中で基本方針を「下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこと」として整理されたところでございます。このことを踏まえまして、本町の下水汚泥につきましては、これまで焼却処理をした後、建設用資材としてリサイクルを行ってまいりましたが、現在は、リンや窒素等の資源を含有している下水汚泥のポテンシャルを生かすため、肥料化について検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

西岡議員の1番目、学校設備についてのご質問につきましてお答えいたします。本町小中学校のトイレの洋式化の現状および計画につきましては、令和3年3月に策定いたしました第10次総合計画の基本目標2心を育む教育と文化の7学校教育の充実、具体的な取組の7教育環境の充実の中で、学校施設のトイレ洋式化率を令和7年度までに70%とすることを数値目標として掲げております。学校施設のトイレの洋式化工事は毎年行っており、今年度は新たに12基洋式化し、令和5年度末の洋式化率は60.5%となる予定です。当初、国が求める洋式化率95%の達成年度は令和12年度であったものの、第10次総合計画策定とほぼ時期を同じくして閣議決定された、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の中で、この達成年度が令和7年度に前倒しされることとなりました。従いまして、第10次総合計画に掲げる洋式化率の数値目標は達成すべき最低限の数値であると捉え、喫緊の課題であります老朽化対策工事と並行し、全ての児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができる、また避難所として利用される場合も含め、年齢や性別、障害の有無にかかわらず快適に利用することができる学校施設の整備に向けて、鋭意努めてまいります。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあ早速再質問をさせていただきます。今この洋式化のことですが、この洋式化っていうのは普通の和式の洋式化で、温水付きと温水付きでない場合とありますが、どちらの方で整備を進めていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今現在は、単なる洋式トイレ化ということに注力してやっているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

温水なしですね。いわゆる整備を進めていけば、学校の管理経費も安くなるそうですよ、現状の和式に比べて。埼玉県に行田市、ちょっとどういう規模の自治体か調べておりませんが、ここが改修前と改修後で市全体なのかな、小学校で年間430万円、中学校で850万円安くなったそうですよ。以前のトイレを整備して変えれば、いわゆる節水型っていいですかね、そういう効果もあるんじゃないかなと思うんですよ。進めてい

って悪いことではないと、後でちゃんとリターンが返ってくるという形なんですね。このトイレ洋式化にすると補助金はどうなりますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今、国の方で洋式化工事の補助金というメニューはございますが、今現在我々が行っております単なる和式トイレを洋式化するというものには該当しませんで、ブース全体をまとめて工事をする場合に対象になるということで、今現在は洋式化1基当たり25万円程度でできておりますが、ブース全体となりますとかなりの予算規模になりますので、先ほど教育長答弁にもございましたとおり、まずは喫緊の課題として施設の老朽化対策工事の方に注力したいというところもございますので、まだその内側の整備に大きな金額をかけるというところの段階まで行っていないというのが正直なところでございまして、今現在は単独費で洋式化工事を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今のご答弁ですと、学校施設環境改善交付金には当たらないということなのかな。これ一応読んでみますね。算定割合が3分の1で、対象工事下限が400万円、上限が7,000万円。公立の小学校、中学校、義務教育学校、中学教育校の前期課程、特別支援学校、幼稚園。学校トイレを改修するために必要な次の工事で、和式から洋式便所へ交換する工事、便器等の設備、給排水設備、電気等の附帯設備の改修工事、壁・床・天井・建具等の内装工事の改修工事、間取りを変更する工事、その他トイレに関する工事で補助金がつくと。もうご存じだと思いますけども、やっぱりこれは単体で替えたら当たらないということですかね。もう1回確認のために。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

不十分な説明で申し訳ございません。おっしゃるとおり、洋式トイレの単体の工事では、予算規模でも予算工事の内容にも該当しないというふうに把握をしております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

その整備計画の中で、障害を持った子が使える、いわゆるみんなのトイレっていうんですか、その整備計画についてはどういうふうな計画を立てておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

配慮が必要な児童生徒が入学する際には、こども政策課そして学校教育課と連携いたしまして、入学前に車椅子が利用できるようトイレの整備を行っているところでございます。ですので、今現在必要に応じてそういった車椅子利用トイレを整備しているという状況でございまして、年度計画的に立てているというよりも、繰り返しになりますが、必要に応じて対策しているというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そこで、今回の能登地方の災害でも学校が避難所になっています。学校と一緒に体育館も避難所になるんですね。体育館のトイレの改修というのは、この計画の中にも入っていますか、どうですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

トイレの洋式化の工事に対する計画ということでお答えしたいと思いますが、当然学校施設として体育館のトイレも含めて洋式化を図っていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

一緒に学校内と体育館も整備をするということで受け止めました。その中で、我々の世代では和式、何とかスタイルとか言いますね。和式も一定程度ね、やっぱり残すべきではないのかなど、これは個人的な意見もあります。かつてこれを使用していたんで日本人の下半身は強くなったという外国人からの声もあります。もう一つ、他人が座ったのには座りたくないという子どももいらっしゃるんですね。そこで和式を存続するというのは、どういうふうにお考えになってますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今おっしゃられるように、平成28年度の国土交通省が行ったアンケートの結果によるものですが、トイレで和式洋式のどちらを好むかについての問いに対しまして、これは成人に対してのアンケートでございまして、繰り返しになります和式洋式のどちらを好むか、特に外出先でのトイレをどちらを好むかという問いに対しまして、和式トイレとどちらかという和式トイレを好んで利用するっていう人を合計すると、女性でいうと19.3%男性では7.3%となっております。またおっしゃられるように児童生徒またはその保護者の声としても学校のトイレは和式がいいという声も少数ではございます

が存在するのはおっしゃられるとおりでございます。ですので、我々としては可能な限り洋式化率を上げていくとの方針は変わりませんが、多様性が重視される時代、たとえ少数であってもさまざまなニーズに応える必要があるのではないかとということで、一部は和式を残すといった配慮も必要であるというふうに、我々も同様に考えているところです。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私がありがとうというのはちょっと違いますけども、一定程度残すべきだというふうに私も考えております。ちょっと戻りますけど洋式化にするのには、一つは子どもが学校で大をしたくないということもあるそうですね。それは一つは環境もあると思います。トイレ内の環境。臭いとか、人が見てるとか。そういう環境にも配慮した洋式化っていうのも、子どもたちの健康の面で一定程度必要だと私は思いますので、今から洋式化にしていく時にその辺の配慮もしっかり考えてからしていただきたいというふうに思います。私が想像していたとおりっていうかそれに近いご答弁が頂けましたので、学校のトイレの整備についてはこれで終わります。

次に、同じトイレ関係ですが、今回は下水道の処理のことについてお尋ねいたします。まず確認のために、下水道処理について、いわゆる今現状で廃棄物として出ている最終処分の分ですね。汚泥みたいなものですが、これは業者に多分委託してと思っています。数量としては年間トンベースでなるんですかね、どれぐらいのかなあと、本町が排出している部分ですね。まずその確認をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

本町の下水汚泥の処分量につきましては、年間約1,700から1,800トンでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

1,700から1,800トンですね。一定はしていないと思いますけども、大体これぐらいのベースでいってるのかなあと、今分かりました。結構な量ですね。これの処分にかかる費用はいくらですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

処分費用につきましては、年間2,300万円ほどでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

収集運搬費と最終処分費も一緒に含めてと考えてよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今の2,300万円は処分費でございまして、収集運搬につきましては含まれてございません。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

処分だけですね。じゃあ、処分についてお尋ねいたします。この処分のやり方ですが、これはちょっと当初答弁の中にもありましたが確認の意味で、加工するのか埋立てするのか、いわゆる廃棄物ですから排出者責任というのが当然あります。そこもあると思うんで確認したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

町長答弁でもありまして、処分方法につきましては外部に委託しておりまして、委託業者が焼却処理後に建設用資材としてリサイクルを行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

建設資材っていうのは一定程度加工処分した後の話ですよ、加工処分をして残りが建設資材に流用をしているという形ですかね。だから、全部が全部建設資材に変わるっていうわけではないんですね、ちょっと確認のために。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

業者の方が焼却いたしまして、焼却したものについてが現在は100%建設用資材、セメント材料として用いられております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

焼却後に、いわゆる残渣を建設資材に転用してるという形で理解いたします。当初答

弁の中にもあったんですけども、国の方で方向転換とか方針転換というか形になったんですよね。これさまざま考えていますけども、主な要因、いわゆる焼却後の残渣を建設資材にしていたのを、いわゆる肥料に変わってっていう形だったと思うんですけども、この主な要因っていうのは何でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

国の方が肥料化の方向へと進んでいます要因でございますが、世界的な食糧需要の拡大に加えまして、ウクライナ情勢の緊迫化等により生産資材等の価格高騰や化学肥料の輸出規制などが要因でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

国際情勢というのが、一つ戦争とかそういう形でいわゆる今までのバランスが崩れてしまったという、今ちょっとしたそういう変化で油が一番そうですけど、重油ですね、のバランスも崩れてきたというんで、その要因でリンが、リンとかケイ素とかね、そういうのが足らんごとなって、リンは100%輸入だと思います。そういうのを国産化するにはどうしたらいいのかということで、誰が目をつけたのか、元々ありはしたんですけども、廃棄物としていた汚泥をリンを取り出して国産化しようという形ですね。国の方向性はそこで分かりました。これからがいわゆるそれに対応する形での問題を指摘したいと思います。肥料化する時に大事なことが一つあります。これ前も言ったと思うんですけども、単純に汚泥を肥料化するっていうのに対して、そこに汚泥っていろんなものが入ってくるわけですよ。本町の場合は工場があんまりないのでそうでもないかなと思うんですけど、工場等を確保する所を抱えてるところはそこに重金属が入るんです。いわゆるヒ素とかカドミウムとか水銀、ニッケル、クロム、鉛、こういう重金属がその汚泥の中にどうしても入ってくるんですよ。これの検査、まず入っているか入っていないか。次にその除去をどうしていくのかと。何遍も言うようにこれ入っていたら排出者責任ということで、出した人が悪くなるんで。それは個人個人がするんですけど、最終的には自治体として出すので本町が責任を問われます。それをどういうふうにして取り除いていくのか、検査していくのか。その辺、まずこのやり方を、というかその方向性というかお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

議員おっしゃるとおり、肥料化に向けては重金属の検査といったものが重要となってまいります。この重金属の除去につきましては特段行ってはおりませんが、検査は行っ

ておりまして、この検査につきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき現在は分析しているところでございますが、その分析結果から判断いたしまして、許容値内にあるものと判断しております。また、令和7年度以降の肥料化に向けまして、令和6年度中には正確な濃度分析を行う予定であります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

肥料化に対するまず臨み方っていうか、100%汚泥を肥料に使うんじゃないんだよと。まずその事前検査をして排出者責任を、これ今廃棄物法厳しいんですよ。マニフェストで全部書いて、最後自分の所に回ってきますよね、マニフェストがね。厳しいんです。そこら辺をよく検査と除去は頭の中に入れておいてください。それを本町で設備を造って行うのか、それともどっかそれが技術的に可能なところに委託するのかと。これ非常に大事なことで、自分の所で造れば、また今から質問しますけどその先もあるんですよ。で、技術的なものもあるし、そこにお金、資材を投入しなければならないということがありまして、その点についてどういうふうなお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

肥料化につきましては議員おっしゃるとおり、直営で行うのか外部委託で行うのかといった方法があるかと思えますけれども、本町といたしましては肥料化事業のノウハウ等を確立している民間のコンポスト化施設に、下水汚泥の処分を委託する方向で検討している状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

民間委託という形ですね。当然そこに委託するならどこにするか分かりませんが、しっかり指導はしないと、その指導できるかできないかでまた、本町に何遍も言うように排出者責任がかかってきます。いらんところで、そういう責任を問われるようなことがないようにまずしていただきたいと思えます。それと次のステップでこの肥料化をした場合に、今度その肥料をどうその先さばっていくか、簡単に言えばどう売っていくかという形があるんですよ。販売するには例えば販売のルートが要ります。誰にどう委託してどうして売るとか。その辺のホームセンターに何俵か持って行って、ぽんと置いて売ってくださいというわけにはいかんわけですよ。先ほど聞いたら1,700から1,800トン出れば、そういうわけにはいかないと思えますので、その辺の製品化と販売という形についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

処分につきましても、民間の委託の方に外部委託すると申しました中で、処分を委託した業者の方で販売ルート、流通経路の確保まで行った形で、外部委託した業者の方がその後の運営は行っていくといったことでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

その場合に、先ほど業者委託をよく言われてますけど、大分法律が変わってこういう自治体に関わってくる業者、例えば水道法の改正、もう専門だからご存じだと思いますけども、水道法の改正があつて水道事業を民間に委託することができるって改正がありましたね。あれもたしかあの免許の関係があつて、そう簡単に誰でも委託できるというわけにはならないと思う。長崎で1件あるかないかぐらいじゃないかな、私が調べた範囲ではね。と思うので、こういう形も直接口に入る水等じゃなくて今度出した後のことなんですけども、それもいろんな多分そういう制約が、今はないのかな、先々できてくると思うんですよね。その辺まで視野に入れて、しっかり業者の選定はしていただきたいというふうに思います。後で恐らくこれなんか、国がまた、今はただ肥料にきなさい肥料にきなさいって言うだけでしてますけども、恐らく何かあった場合には今度制約をかけてくるのがいつも国のパターンなので、そこをいざという時には二重三重にできるように、しっかり業者の選定、その業者の規模を見て選定していただきたいというふうに思います。私が質問の中で、最初ちよろっと言いましたけども、佐賀市では長与町と違ひまして、周りのロケーションがもうご案内のとおり農家が多いんですよ、ものすごく。で、肥料を作れば、売り手がいっぱい、買い手がいっぱいいるという所なんです。一つの例として申し上げますけども、最終汚泥の脱水処理をします。脱水処理したその汚泥に微生物を加えて45日間、大体。で、90度以上で発酵させてわらとか竹チップとか加えまして、またそこに熱処理を加えて、これが良質な肥料になるそうですよ。それで販売をしていると。一般の肥料が、これいろいろ値段があると思うんで、一般的に農家が使う肥料が20キロ数千円ぐらいする肥料があるとしたら、この堆肥は20キロ40円ぐらいで、原価がかかってないのでできるそうなんです。もう引く手あまたで、予約で待っているという話もあります。もちろん先ほど私が申し上げました重金属の含有量も厳しくチェックをして、基準をクリアして安全性も担保しているということで、この施設で肥料が高騰した22年は例年より200トン多い1,600トン生産して完売したと。多くの農家から支持を得ているという話もあります。何遍も申し上げますように、本町は周りに、ミカン農家とかまだいらっしやいますけども、あそこのように全部が全部お米農家とかとはちょっと違うのかなあと。ロケーションのシチュエーションも違うので参考にはならないと思いますけども、一定程度の参考にはなるっていうふう

に思います。それと、先ほどちょっと申し上げましたが、神戸も、ここは神戸市がやっています、39万人分の下水を処理するそうですけども、東灘っていう所にありますけども、ここもリンを回収してるそうですよ。ここも非常に周辺の方から何かありがたがられているという話を聞いたことがあります。でですね、もう一つ。私の期数と同じだから、山口議員も知ってるかもしれませんね、大木町っていう所、町長ご案内とします。大木町も分別がものすごく進んでいて、本町が16分別をした頃にもっと細かく分別して、する背景もあるんですね、合併をしなかったという。そこでいわゆる食品廃棄物も液肥にして、一緒にクルリンという廃棄物の処理があるんですよ。そこも最後液肥にして、農家の方がその液肥をただでもらって自分の畑にまいてるという、最終処分の仕方もあるそうなんです。だからいろんな最終処分の使い方があると思いますので、鋭意研究していただいて、環境負荷の軽減っていうかな一つは。そういう部分になると思いますので、しっかりその辺の、もう業者決めました、出しましたじゃなくて、さまざまな研究開発もしていただきたいと思います。それとともにこういう部分に対して、教育長と目線があったので聞きますけども、いわゆる教育の部分が大事なんですよ、子どもたちの。今はね、ちょっとは話は飛びますけども、当初の話を子どもたちにしているっていうそういう教室もあるようですけども、こういう廃棄物のぐるぐる回っていくっていう形も今からの教育では大事だと思います。その辺も今後の、今すぐというわけじゃないです。今後の対策っていうか今後の将来について、こういう廃棄物の利用方法があるとか、環境負荷の軽減の方法があるんだよという形で、ちょっと取り入れてみてはいかがかなあ思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育長。

○教育長（金崎良一君）

環境教育あるいはSDGsに対する教育については学校現場でも取り組んでるところでございますが、いいアイデアを頂戴いたしましたので、これについても参考にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

町内の時計で15時05分まで休憩いたします。

（休憩 14時52分～15時05分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、松林敏議員の①動物殺処分ゼロを目指すプロジェクトについて、②町営駐車場についての質問を同時に許します。

5番、松林敏議員。

○5番（松林敏議員）

それでは、早速質問をさせていただきます。①動物殺処分ゼロを目指すプロジェクトについて。本県では令和11年度までに、動物殺処分ゼロを目指すプロジェクトが始まりました。収容される動物の多くは野良の子猫であることから、地域猫活動と子犬や子猫の新しい飼い主を探す譲渡会の開催などの推進が望まれます。そこで以下についてお尋ねします。（1）現在本町で地域猫活動を行っている人はどの程度おられるのか。また、地域猫の数はどのくらいいるのか。（2）本町では不妊、去勢手術費用の助成を行っていますが、これまでの利用状況はどうか。（3）地域猫活動には餌代やトイレの猫砂の購入などの金銭的な負担と、実際に餌をあげたりトイレの管理などの飼育をする人間の負担があると思われまます。動物殺処分ゼロを目指す上で今後の取り組みはどうか。

（4）他自治体ではふるさと納税を利用して、返礼品なしで地域猫活動への寄付金を募っている自治体があるようです。本町でも取り組むべきと考えるがどうか。（5）猫の飼育は、完全室内飼育が推奨されていますが、外に出して飼育される飼い主もおられるようです。動物殺処分ゼロを目指すためには、飼い猫であっても外に出ることがあるならば不妊、去勢手術が必要になるので、注意喚起をする必要があると考えるがどうか。

②町営駐車場について。本町の町営駐車場について、以下の内容をお尋ねします。（1）吉無田と嬉里に月極駐車場がありますが、それぞれ何台で月額料金はいくらか。また、嬉里駐車場には、時間駐車場の駐車場がありますが、その台数と料金、年間の売り上げはいくらか。また、それぞれの料金は、周辺の駐車場の料金と比較してどうか。（2）嬉里駐車場の時間駐車は、近隣の民間の駐車場と比較して低い料金設定になっていると感じる。民間の駐車場経営に影響を与えることから、周辺の駐車場よりも同等以上の料金設定にすべきと考えるがどうか。（3）時間駐車場の利用率は低いようである。駐車場事業が始まった頃から周辺の状況も変化していて、時間駐車場のニーズが減ってきているものと思われまます。時間駐車場の台数を減らし、月極駐車場を増やす考えはないか。（4）嬉里駐車場の時間駐車は料金の徴収を人力で行っているため、駐車場管理委託料が年間500万円以上かかっている。一般的に駐車場管理は機械化が進んでいて、人力で会計を行っている駐車場はほぼなくなっていると思われる。本町の時間駐車場管理に機械を導入しない理由は何か。また、機械を導入し無人化する考えはないか、お聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは松林議員のご質問にお答えをいたします。1番目1点目の大きな議題、動物

殺処分ゼロを目指すプロジェクトについて、1点目の地域猫活動の実績についてのお尋ねでございます。まず地域猫活動とは、飼い主がいない猫を増やさないことを目的に地域住民が協力し、不妊、去勢手術の実施や餌やり、排泄物の処理などルールを決めて管理していく活動でございます。実施に関する手続きや指導、助言は保健所が行うというふうになっております。本町内の活動状況といたしましては、令和4年度が2つの地域で9名で47頭、令和5年には12月末時点で4つの地域で、21名で102頭となっております。2点目の本町の不妊、去勢手術費用助成の利用状況についてのお尋ねでございます。飼い主がいない猫の不妊、去勢手術に関しましては、平成24年度から獣医師会、西彼保健所および保健所管内市町が連携し、手術費用の減額制度を実施しております。平成27年度からは町独自事業といたしまして、手術費用に対する補助事業を開始をしているところでございます。また令和4年度からは助成額の増額見直しを行い、町内動物病院と直接協定を結び、手術費用に対する助成を行っているところでございます。これまでの利用状況といたしましては、令和4年度が18頭分で33万4,000円、令和5年度分は12月末時点で18頭分、32万4,000円となっております。3点目でございます。動物殺処分ゼロを目指す上での今後の取り組みについてのお尋ねでございます。令和11年度までの動物殺処分ゼロの実現に向け、県では3つの対策に取り組んでいくこととしております。まず1つ目が入口対策として地域猫活動の推進、2つ目が出口対策として、譲渡会の開催や動物愛護管理センターの設置検討、そして3つ目が県民との連携強化策として、令和5年4月に長崎県動物の愛護及び管理に関する条例を制定し、飼い猫や野良猫に関するルールづくりを行っております。これらの対策につきましては、動物愛護法の観点から県が主体的に取り組んでいくこととなっております。地域猫活動の推進につきましても、保健所が直接指導、助言を行っていることから、本町が直接相談を受ける機会は少ない状況ではありますが、県と連携を図りながらできる限りの協力は行ってまいりたいと、そのように考えております。4点目でございます。ふるさと納税を利用した地域猫活動に対する寄付についてでございます。議員ご提案のふるさと応援寄付金を活用した地域猫活動に対する寄付につきましては、複数の自治体の実施をしております。寄付の内容や支援先など自治体によって対応が異なる部分もあるようでございます。中には寄付金募集の在り方として、使途目的から寄付を募るガバメントクラウドファンディングを活用している自治体もあるようでございます。地域猫活動に対する支援につきましては、自治体ごとで取り組み内容もさまざまであることから、本町ができる支援につきましては情報収集を行い、今後とも判断をしてまいりたいと考えております。5点目でございます。外で飼育する飼い猫に対する不妊、去勢手術の注意喚起についてのお尋ねでございます。不妊、去勢をしていない飼い猫が屋外に自由に出られることは、飼い主がいない猫が増える要因の一つと考えます。先ほど申し上げました令和5年4月に制定されました長崎県動物の愛護及び管理に関する条例では、飼い主の順守事項についても幾つか定められておりまして、

その中の一つに、「動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、不妊又は去勢その他の処置を講ずること」と規定をされております。不妊、去勢の必要性を含めた飼い主のマナーやルールにつきましては、本町でも広報紙やホームページにおきまして、定期的に周知をしているところでございます。また、飼い主と会う機会がある際にも注意喚起を行っているところでございまして、今後も引き続き効果的な周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目、町営駐車場についてのご質問でございます。1点目の吉無田および嬉里の町営駐車場の駐車台数、料金、売り上げと周辺駐車場料金との比較についてのお尋ねでございます。まず吉無田駐車場でございますが、こちらは月極めのみでご利用いただいております、駐車台数は34台、月額料金は5,500円でございます。次に、嬉里駐車場、正式名称は長与町駐車場でございますが、自動車とバイクで利用可能でございます。自動車について申し上げますと月極めと時間駐車があり、月極駐車が35台、月額料金8,800円でございます。時間駐車は17台、料金は30分につき50円でございます。午後10時から翌日の午前8時までの夜間料金は一律500円となっております。時間駐車の間年間の売り上げでございますが、令和4年度決算で190万7,450円の売り上げがございました。周辺の駐車場と比較してどうかのお尋ねでございますが、まず吉無田駐車場の月極料金につきましては、周辺の民間駐車場と比べて大きな差はございません。嬉里駐車場の月極料金に関しましては、周辺の青空駐車場と比べると若干高めの料金になっているようでございますが、当駐車場は屋根付きの屋内駐車場でございますので、付加価値を考慮すると妥当な料金だと考えております。また時間駐車に関しまして、周辺駐車場と比較するといくぶん安い料金設定になっていることは認識しているところでございます。2点目の嬉里駐車場の時間駐車料金を周辺駐車場と同等以上にすべきではないかというご質問でございます。当駐車場はご承知のとおり、周辺地区の振興と路上駐車対策を目的に、昭和55年に供用を開始いたしましたところでございます。当初は最初の1時間までは100円、その後30分ごとに50円でございます。昭和57年に料金の一部改定を行い、30分ごと50円という料金設定に変更しております。値上げ等を行ってこなかった理由といたしましては、公共が運営する公営駐車場でありまして、営利を第一とせず、町民の皆さまに安心してお使いいただくという目的のもとに運営してきた点にございます。周辺に民間の時間駐車場が整備されたのは、ご案内のとおり比較的最近でありまして、以前より運営していた町営駐車場が後から整備された駐車場に料金を合わせて値上げをするということは、利用者の負担増、また、値上げによる利用者の減少も懸念されることから現在のところ考えておりませんが、今後とも社会情勢を鑑みまして慎重に研究を重ねてまいりたいと考えております。3点目の時間駐車を減らし月極駐車を増やす考えはないかというお尋ねでございます。長与町駐車場の時間駐車につきましては、現在も利用はあるものの以前と比べると稼働率は決して高くない状況にございます。一番の原因は周辺環境の変化にあると考えられます

が、公共サービスの観点から、時間駐車について今でも一定の利用がある現状も踏まえた上で、時間駐車、月極駐車の内り方を含め今後の運営方法について検討してまいりたいと考えております。4点目の嬉里駐車場を無人化しない理由は何か、機械を導入し無人化する考えはないのかというご質問でございます。まず無人化しない理由でございますが、これまでも導入に関して検討を行ってまいりましたが、機械化をしますとそれに係る費用が高額であること、また、管理人として長年働いていらっしゃるシルバー会員の皆さまへの配慮などから、現在まで無人化を導入してこなかったわけでございます。しかしながら議員ご指摘のとおり、管理人費用だけで年間500万円を超える経費がかかっております。今後も経費の増加が見込まれますので、町といたしましても経費節減を念頭に置いた中で、機械化のみならずさまざまな運営方法について比較検討を行っております。現在、利用者へのアンケートや周辺の方などへの聞き取り調査の準備を進めているところでございます。調査結果を踏まえ、今後の方向性を慎重に判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

それでは再質問に移らせていただきます。大きな1番です。元々長崎県は鎖国時代に唯一の貿易港であったことから、ネズミ捕りとして猫を乗せたオランダ船がやってきたことから猫が多いそうです。このときの猫が尾曲がり猫だったことから長崎には尾曲がり猫が多いと言われております。そして、長崎は漁港も多いことから、猫の町と言われるほど元々猫が多い県であり、その猫の多さから殺処分数も全国的に多いものとなっております。そして今回、動物愛護の観点から動物殺処分ゼロを目指すことになっているものと認識しております。殺処分をゼロにするということは当たり前ではありますが、保健所への受け入れがなくなることになります。令和11年度までに動物殺処分ゼロを目指すことになっておりますが、もう既に今年度から保健所への収容が難しくなっているとの声を複数の方から伺いました。保健所への野良猫の収容が難しくなると当然野良猫が増えてしまうことが想像されるので、急いで地域猫活動や保護猫の譲渡会の取り組みを充実させる必要があると考えます。そこで（1）の質問に移ります。令和5年度の町内の地域猫活動団体は4団体あると。令和3年度からすると2団体増えたということになると思うんですけども、それでもまだ4団体しかない。野良猫はいるけれども地域猫活動が行われてないという地区がまだまだたくさんあるのではないかと考えているんですけども、その辺りの情報を把握されているかどうかお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず町長の答弁の方でも申し上げたんですけれども、猫、野良猫、そういったものの

苦情とか引き取りについては保健所の管轄になっておりまして、いわゆる県の事業といえますか、保健所の事業になっているわけなんですけれども、地域猫活動につきましても申請、許可、あと指導や助言等、そういったものも県に行くことになっているんですけれども、どこの地区が地域猫活動をやってるといった報告については、町の方でも受けております、県の方からですね。その他、苦情があった場合には町の方も協力をして一緒に同行して、いろんな相談を受けたりとか指導助言に行く場合もありますので、そういったことで一定把握をしている地区もあるんですけれども、全てを把握しているというわけではありませぬので、一部については把握をしているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

全ては把握できていないということだと思っておりますけれども、地域猫活動が行われてない地区だと、猫のふんの問題やごみあさりの問題などが考えられるし、不妊、去勢手術が行われない猫などがどんどん増えていくということで、地域猫活動の空白の地区をなくす取り組みが必要だと自分は思っております、その辺の取り組みとして町で何ができるのか考えを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず町の取り組みとしまして第一に挙げられますのが、町の方でも飼い主がいない猫に対する不妊、去勢手術費用の一部助成事業というのを行っております。それとまた、野良猫に関する相談が直接町の方に来る場合もあるんですけれども、そういった場合につきましては、地域猫に関するパンフレットといいますか、チラシですね。そういったものを配布をさせていただいて、地域猫活動に対するご案内ということもさせていただいております。また、令和5年4月号の広報ながよになるんですけれども、県の条例が施行されたのが5年の4月からなんですけれども、それに併せましてその条例が施行された旨の記事を広報ながよに載せさせていただいた際にも、少しではあるんですけど地域猫活動についても掲載をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

一つ確認なんですけれども、地域猫活動となると、県の方から去勢や不妊の手術の助成金というのがどのくらい出るのか、分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

地域猫活動をしてる猫を対象とした不妊、去勢手術なんですけど、額はちょっと把握してないんですが、ただ全額県の方が補助をするということは聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

そこで（2）に移りますが、これは本町の取り組みとして認識しています。所有者のいない猫、いわゆる野良猫への不妊、去勢手術に対し補助を行っている。これは地域猫活動の猫も対象になるのかどうかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

本町で先ほど申しあげました不妊、去勢手術の費用の助成の対象になる猫ですけど、飼い主がいない猫ということで、特に地域猫活動をしてる猫は対象にならないということとはしておりませんので対象となり得ます。ただ現状、先ほど申しあげましたが、県が行っている地域猫活動の猫に対する不妊、去勢の手術費用が全額補助になるものから、町の方については一部自己負担がございますので、地域猫活動されてる分については県の方に助成の申請をされてるんじゃないかということで、町の方には申請は今のところ上がってきてないという状況です。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

了解しました。まずは地域猫活動の行っている猫でいえば保健所の方に申請して去勢手術代とかを補助してもらおうと、その県の方の予算がなくなったら長与町の方から補助をもらって去勢手術とかもできるというふうに認識したいと思います。

では3番に移ります。3番なんですけども、まずは住民の方への地域猫活動の周知がまだまだ足りていないのかなと感じています。猫嫌いの人にとって野良猫は敵であるだろうし、地域猫活動も猫好きの人が好き勝手にやってるんだろうと思ってる人がまだまだたくさんいると思われまます。しかしながら動物愛護法が施行され、保健所への収容も難しいという状況になると、地域猫活動や譲渡会の徹底が野良猫をいなくする唯一の方法だということを認識してほしいと思います。地域猫活動で野良猫をいなくするというのは極端な話ではありますが、全て野良猫の不妊、去勢手術を終えると、行って子猫が生まれない状態にして、あとは今いる野良猫が命を全うするまで見届けるという考え方であるようです。また、地域猫活動では餌だけではなくトイレの管理まで行うので、ごみをあさったり、ふん尿の被害を減らすことにもつながりますので、地域猫活動は野良猫をなくす活動であり、野良猫の被害を軽減する活動であるということをぜひとも住民の皆さんに周知して理解していただく必要があると思うんですけども、その辺りの周知

が何か今まで行われているのかどうか、またこれから何かできないか、お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、広報紙であったりとか相談を受けた際のご案内というのは、現在やってるところではあるんですけれども、そういった中で周知が不完全といいますか、なかなか行き届いてないんじゃないかなということでございますので、そういったところにつきましては、今後効果的ないろんなご案内といいますか、周知、啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

今回の地域猫活動の質問を行うに当たって、ある自治会の地域猫活動の方に話を伺ってまいりました。この方はほぼ1人で約40匹の猫の世話をしておられます。まず1人での地域猫活動だと交替する人がいなくて、あと毎日の餌とトイレの世話をしなくてはならないので、とても負担が大きく大変です。また、この方が地域猫活動を何らかの理由でできなくなったとしたら、約40匹の地域猫が野良猫に変わり、ごみをあさり、ふん尿の被害が噴出することとなると思われます。地域猫活動を持続可能なものにするためには地域猫活動に参加してくれる人を募集して、人を増やして一人一人の負担を減らすことが必要であると考えます。地域猫活動には賛同するけど、どうやっていいかが分からないという人もいると思うので、こういった活動に賛同していただける人を掘り起こすようなことが必要と思うんですけれども、そういった考えがないかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず先ほどもちょっと申し上げたんですが、まず地域猫活動というのが県の事業であるということもありまして、直接その町の方が人を募集をするっていうのがちょっとできるかどうか、ちょっとそこは県といろいろ相談をしていったりというのが必要ではないのかなと思っております。また、その地域猫活動をされてる方々がどういったことに困られてるのか、例えば議員がおっしゃられますように人が足りないのかとか、例えばその他いろんな負担があって、そういったのに困ってるのか、そういった現状を把握するのがまず必要なのかなということも考えております。そういった中で例えば県と情報をいろいろ共有していく中で、そういった中で人が足りないから募集をかけようとかそういったことになってくれば、もちろん町の方としても広報紙とかホームページで募集案内を行うとかいうのが可能ではないかなということでは考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

とてもいい返事をいただいたものと思っております。ありがとうございます。マンパワーの話はやっぱり本当必要なので、ぜひとも活動の方をよろしくお願いします。それで次にお金の負担の話なんですけども、不妊、去勢手術代は補助を出してもらえると。しかしそれ以外は、基本的には地域猫活動を行っている愛猫家の方が負担しているものと認識しています。餌代、トイレの砂代、ワクチン代などが必要になります。また子猫を譲渡会などで新しい飼い主を探す場合も、ある程度の大きさになるまで育てる必要があるので餌代が必要になるし、ワクチン代、病気になれば病院代などの費用がかかるようです。地域猫活動や譲渡の推進を活発に行ってもらうためには、町としてなのかわからないんですけど、取りあえず不妊、去勢手術代だけではなく、それ以外の経費についても金銭的な補助がないとなかなか充実しないのかなと思いますが、町としての考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民環境課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず不妊、去勢手術の費用の助成については、県の方で行っているということで先ほど答弁させてもらったんですけど、それ以外にもいろいろな金銭的な支出があるということで、そういったことの補助については、すいません何度も申し上げるようなんですが、県の事業でやってるものですから、まずはその補助内容がその実質に合ってるのかどうかというのを検証するのはまず県なのかなというふうに考えてます。そういった中でただ町としても、すいませんその前に、活動状況の報告を3カ月に1度県の方にその実施をされてる団体がするようになって、県は報告を受けてます。そういった中であったりとか、町の方にも直接その実施をされてる方々のお困り事っていうのが、なかなか声が町の方にも届いてははなないんですけども、そういったのを今後は県とも連携をしながら先ほど申し上げたんですが、どういったことに困られてるのか、金銭的な面なのか、人手なのか、その他なのかですけども、そういったことをまず明確にした上で検証して行って、何に対して支援をするのが効果的なのかとか、適切なのかというのを検証した上で町としてはできる範囲の支援を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

県の方が餌代とかを負担してくれるとか補助するとかいう話はちょっとホームページとかでも見当たらなかったんで、やっぱり今のままだと地域猫活動を行っている方が金銭的な負担を強いられる状況が続くのかなと思います。先ほどお話をした約40匹の猫

の地域猫活動を行っている方の話なんですけども、この方は月に約6万円程度使っていると。年間にすると72万円負担してるということですね。餌を安いものに変えると約3万円程度まで抑えることができるということだったんですけども、それでも年間36万円の負担になるということになります。それに加えて自腹でワクチン代なども全額負担をしているそうです。このように熱意を持って取り組まれている地域猫活動が途切れることがないように持続可能なものにするためには、やっぱりマンパワーだけではなくお金も必要だと考えます。そこで(4)に移ります。これが今回の質問で一番お願いしたいところなんですけども、地域猫活動にはお金がかかって、それを地域猫活動の人が手出しというふうになると、やっぱり新たな地域猫活動を行ってくれる方はなかなか現れないのかなと思っています。町の財政も厳しい状況で地域猫活動へのこれ以上の予算は厳しいものと思っていたところ、ふるさと納税寄付金を利用して地域猫活動への寄付金を募っている自治体がありました。自分が注目した自治体では返礼品なしでのふるさと納税寄付金を市民団体が行って、メニューの中には1万円、5,000円、1,000円の商品といったらあれですけども、寄付という商品でメニューが載ってました。一口1,000円のものが人気のようにだったんですけども、これは金額が安い方が寄付をするのも手軽にできるからやっぱり1,000円が人気のようにでした。この市民団体の人にちょっとメールで問い合わせたところ、1,000円寄付金をいただいたら300円を地域猫団体がいただいて、残りの700円が市や町のふるさと納税の寄付金の使い道のメニューやサイト利用料に使われているということでした。こういったことを本町でもできないかなということ、ぜひともできないかなということ、ちょっと質問したところではあるんですけども。ガバメントクラウドファンディングっていうのがちょっと自分あんまり理解してなくて、これがどういうものなのか分かるようであれば少し説明をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ガバメントクラウドファンディングというものは、全ての寄付がふるさと納税の対象となる、自治体が行うクラウドファンディングというものでございます。今現在長与町で利用しているポータルサイトのふるさとチョイス、ふるナビ、楽天、さとふる、全てのサイトで利用は可能となっております、やり方としましては、通常のクラウドファンディングと同様に寄付を求めるプロジェクト、どういうことをやるので寄付を求めますという内容と目標の金額、その寄付の受け付けの期間を定めて各ポータルサイトで通常の寄付と別にガバメントクラウドファンディングのページがございますので、そちらのページに掲載をして寄付を募るといったものでございます。従来のふるさと納税よりも具体的な使い道を示した上での寄付を求めると、返礼品の目的ではなくて、地域を応援するプロジェクトにも共感した方々からの寄付を集めるというのが目的で、寄付する

方にとってもどういうことにお金が使われるということが分かる透明性の高い寄付で、寄付者の意思を反映しやすい寄付の制度となっております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

寄付金が集まった場合、その運用というのは地域猫活動の方にはどういった形でお金が渡っていくのか、その辺がちょっと分かれば教えていただきたいんですけども。例えば役場の方で寄付金を管理して、地域猫活動とか行ってる団体に餌代とかこういうふうにお金を渡すような形にできるのかどうかですね。その辺をお答え分かれれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

他の自治体が掲載している例を見ますと、各自治体のそういう地域猫活動だったり動物愛護の財源に充てたり、またはそのNPO法人にお金が行ったりと、そのときの設定次第でされておりますので、具体的にどういうふうに行っていくかというのを決めた上で寄付を募るといえることになると思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

運用については今からということになるのかなと思うんですけども、これ認識していないと言いつつも長崎県では川棚町がガバメントクラウドファンディングを利用して不妊、去勢手術代の寄付を募っていると。もう既に長崎県でもやっている所があるようですね。ですから他の自治体もこれをまねして始めると思うんですね、ぜひともスピード感を持って取り組んでほしいと思います。あとここで一つ確認したいのですが、返礼品なしのふるさと納税寄付金にしてもガバメントクラウドファンディングにしても、長与町の町民が長与町に寄付を行うことは可能なかどうかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

長与町で行っているふるさと納税や、もしガバメントクラウドファンディングを行ったとしても、長与町の町民の方も寄付を行うことは可能です。居住自治体の寄付については、返礼品の受け取りができないという制限はございますけども、確定申告をいただければと所得税の控除とか、翌年の住民税の控除の対象にはなるものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

ふるさと納税寄付金というのは普通に考えれば町外の方に寄付をお願いするものではありますが、返礼品がないということで町内の方をお願いすることができると。これは非常にメリットだと考えてまして、この辺の周知についても検討していただきたいと思えます。（5）に移ります。これは先ほどから何回も話している約40匹の地域猫を世話している人からのお願いされたこととなります。飼い猫であっても外に自由に出入りできる環境で飼育されている場合は、野良猫と同じで不妊、去勢手術をしていないと子猫が生まれてしまうということですね。飼い猫が不妊、去勢手術を行っているかどうかは把握がなかなか難しいことなので、継続的に飼い猫の不妊、去勢手術を啓発していくということが大事になると思えます。先ほど広報紙とかで継続的に載せているということだったのでそれを答えとして大きな2番に移りたいと思えます。

まず（1）ですが、月極駐車場については吉無田駐車場は他と比べて遜色ない値段設定だと思っております。嬉里の方の町営駐車場は8,800円というのは、ちょっと周り比べて少し高いんですけども、屋根が付いているということと、あと空きがないぐらい人気があるということを見ると適正な料金設定だと思っております。しかしながらやっぱり嬉里駐車場の時間駐車場の料金設定は低過ぎると思っております。（2）の質問にも関係するということか（2）の質問になりますが、長崎市では周辺の民間駐車場の例えば30分100円の場合は、市営駐車場が30分130円とか140円とかそういう料金設定になっているようです。これは民間の駐車場経営に影響を与えないための料金設定という考えがあるものと思えます。そうですね、本町の町営駐車場事業を、周りの変化とかもあると思うので、本町でも土地の価格や周辺の有料駐車場の料金設定を参考に、駐車場料金の設定を見直しをする必要があると思えます。その辺もう1回ちょっと説明をよろしいでしょうか。考えを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず月極駐車、定期駐車の方なんですけれども、議員おっしゃるとおり吉無田駐車場、こちら周辺安い所で4,000円、高い所で1万円、平均したら大体5,000円ぐらい。舗装のありなしであったり、場所であったり区画の広さだったりで変わってくるようございまして。5,500円という町営の設定は妥当と考えております。あと嬉里の定期の方なんですけれども、おっしゃるように今ほぼ満車状態ございまして、周辺の駐車場と比べると確かに若干お高くはなるんですけれども、屋内駐車場で屋根付きという付加価値を考えると妥当かなということで判断しております。あと最後一番大きなところかなと思うんですけれども、嬉里駐車場の時間駐車の方ですね。こちら昭和57年に料金設定を今の30分50円としてから現在までそのままございまして。確かに30分50円という設定は今さまざまなものが価格上昇が進んでいるところにあっては安いという印

象を与えるかとは思いますが、今のところ周辺のコインパーキング、そちらと比較しても大きな差異がなく、また元々路上駐車対策とか商店街など中心部の振興に寄与する目的、行政目的を持った駐車場でありますので、料金の設定を行わず現在の料金設定を維持してきたというところでございまして、安いかなという感じはしておりますけれども、低過ぎるといふところの判断まではしていないところでございます。またそのことが確かにおっしゃる様に民間の駐車場に強く影響を及ぼすような、与えるようなことがあってはいけませんけれども、元々あった駐車場でございますので、後からできた駐車場とか周辺の駐車場の経営を考慮して料金を上げるっていうのはちょっと難しいのかなという判断をしております。あと、町営駐車場の時間駐車稼働率、こちらもさほど高くありませんので、値上げをしてしまうと利用者の負担増とおよび利用者の減少、これにつながるのかなと思います。今のところ料金改定は考えておりませんが、今進めております運用方法の見直しの中で研究をしてみたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

了解しました。（3）に移ります。今時間駐車場が17台と。令和4年度の売り上げは年間190万円程度だったと思うんですけども、1日平均にすると5,200円程度ということで稼働率がかなり低いと思われまして。周辺の駐車場の中で一番安い料金設定であり、雨にも濡れないというようないい条件であるにも関わらず稼働率が低いということは、あんまり時間駐車場のニーズはないのかなと考えます。そうすると時間駐車場の台数をもっと減らせると思うんですけども、その辺の検討はどうか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

確かにおっしゃる様に時間駐車台数は減少しておりますが、20年前と比較しても大体半分程度の利用になってございます。今でも瞬間的ではございますけれども、17台中十数台停めるようなときも時々あるようでございまして、そこら辺も考慮に入れながら、定期駐車を増やすことで安定した収入の増加にはつながるとは思うんですけども、そちらあたりも含めまして台数配分の検討をしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

一応周辺の調査とかは行ってるということだったので、それを踏まえて検討されると思うので、それを期待しております。（4）に移ります。現在の駐車場管理は人力で行っているため営業時間が8時から10時までというふうな夜間の入出庫ができないというデメリットがありまして、また、委託料が500万円を超えていて売り上げが190

万円程度ということなので、今後人件費が下がるということは考えられないと思うので、今から今後は年間300万円の赤字が続くのかなということになると思うんですよね。300万円、10年で3,000万円、20年で6,000万円、それを考えるとやっぱり機械を入れてもいいのかなと思うんですけども。あともう一つ考え方としては、190万円しか売り上げがないなら正直言って機械も導入せずに、もうミカンのお金を1時間停めた人は100円入れてとかそういう仕組みでもそれでも元が取れるんじゃないかなって自分は思うんですよね。その辺はそれはちょっと極端な話だったかもしれないですけども、やっぱり今どきの感じでいけば踏み板式の機械か、ゲートなしで車のナンバーの映像だけで利用した駐車場管理、この辺が安くで導入できるのかなと考えるんですけども、その辺の検討はされてるかどうかお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

過去の議会でも答弁させていただいているんですけれども、こちら管理人方式を継続しているのは、シルバーの方の働く場所の提供であったり防犯など安全面ですね。こちら辺を考慮して継続してまいったんですけど、確かに500万円以上の人件費がかかっており、これからも上がっていくだろうということで、反比例して時間駐車利用者は減ってきているという状況でございます。4月に調査等アンケート等をして、またその後判断をしてまいりますけれども、今後時間駐車を残すという判断をした場合は、先ほど言った防犯面、シルバー雇用の面の課題も解決しながら機械化を考えていこうと思っております。ゲートバー方式、踏み板方式、ゲートなしカメラ方式ですね。こちらの方がそれぞれやっぱりメリット、デメリット等があるようでございますので、そこら辺を総合的に、導入費用、維持コスト、ランニングコストあたりを考慮しながら判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

今後の需要とかも検討してからということだと思うので、それを期待して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（散会 15時55分）